

ディスクロージャー2025

JAとうかつ中央の概況



あやめの花

はじめに

J Aとうかつ中央は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「ディスクロージャー2025 J Aとうかつ中央の概況」を作成いたしました。

皆さまが当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月 とうかつ中央農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。また、農協法第37条の2の規程に基づき、当組合の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および注記表ならびにその附属明細書については、みのり監査法人の監査を受けております。

J Aのプロフィール			
○設立	昭和23年3月	○組合員数	20,603人
○本店所在地	松戸市上本郷	○役員数	34人
○出資金	15億円	○職員数	311人
○総資産	4,089億円	○支店・経済センター数	17ヵ所
○単体自己資本比率	19.66%		
令和7年3月31日現在			

目 次

ごあいさつ	1
I 経営理念	2
II 経営方針	2
III 経営管理体制	2
IV 事業の概況(令和6年度)	2
V 農業振興活動	7
VI 社会的責任と地域貢献情報	7
VII リスク管理の状況	9
VIII 自己資本の状況	15
IX 事業のご案内	15

【経営資料】

I 決算の状況	
1. 貸借対照表	25
2. 損益計算書	26
3. 注記表	27
4. 剰余金処分計算書	39
5. 部門別損益計算書	41
6. 会計監査人の監査	43
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	44
2. 利益総括表	44
3. 資金運用収支の内訳	45
4. 受取・支払利息の増減額	45
III 事業の概況	
1. 信用事業	45
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補填契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報等	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
(6) 預かり資産の状況(ファンドラップ含む)	
① 投資信託残高	
② 残高有り投資信託口座数	
2. 共済事業取扱実績	52
(1) 長期共済保有高	
(2) 医療共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	53
(1) 購買事業取扱実績	
① 受託購買品	
② 買取購買品	
(2) 販売事業取扱実績	
① 受託販売品	
② 買取販売品	

(3) 保管事業取扱実績	
(4) 利用事業取扱実績	
(5) 資産管理事業取扱実績	
(6) 指導事業	
IV 経営諸指標	
1. 利益率	56
2. 貯貸率・貯証率	56
3. 職員一人当たり指標	56
4. 一店舗当たり指標	56
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	57
2. 自己資本の充実度に関する事項	58
3. 信用リスクに関する事項	61
4. 信用リスク削減手法に関する事項	67
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	69
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	69
7. CVAリスクに関する事項	69
8. マーケット・リスクに関する事項	69
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	69
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	70
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	71
12. 金利リスクに関する事項	71
VI 連結情報	
1. グループの概況	73
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況(令和6年度)	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(8) 連結注記表	
(9) 連結剰余金計算書	
(10) 農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	93
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) CVAリスクに関する事項	
(8) マーケット・リスクに関する事項	
(9) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(10) 出資または株式等エクスポージャーに関する事項	
(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(12) 金利リスクに関する事項	
3. 財務諸表の正確性等にかかる確認	108
【役員等の報酬体系】	109
【JAの概要】	
1. 機構図	111
2. 役員構成	112
3. 組合員数	112
4. 組合員組織の状況	112
5. 特定信用事業代理業者の状況	112
6. 地区一覧	113
7. 店舗等のご案内	114
8. 沿革・あゆみ	115
法定開示項目掲載ページ一覧	116

ごあいさつ

組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、当組合の各種事業に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度は、米国トランプ政権による関税引き上げなどの通商政策が為替や輸出入環境に影響を及ぼし、我が国の農業にも不安要素をもたらしました。さらに、国内では豪雨等の自然災害や猛暑による農作物の不作、生産資材価格の高止まりや物流の制約などが重なり、農業者およびJAを取り巻く環境の変化は優しいものではありません。

こうした状況の中にあっても、組合員の皆様のご協力のもと、総合事業ならではの提案・相談活動や資産管理事業の推進等により、前年度と同様に当期剰余金を確保することができました。組合員の皆様に改めて深く感謝申し上げます。

昨年度は、令和4年度から取り組んでまいりました「中期経営計画」および「都市農業振興3か年計画」の総括の年でありました。本年度からは新たな3か年に向けた計画を着実に推進してまいります。今年は、国連が「国際協同組合理年（IYC2025）」を再び位置づけ、持続可能な社会の実現における協同組合の意義が世界的にも注目される年でもあります。当組合におきましても、これまでの実績を踏まえ、経営基盤の強化、農業者の所得向上、自己改革の具体化、松戸、流山経済センターを含めた施設整備に取り組んでまいります。

また、昨年10月に、ファーマーズマーケット「さいてって」が開設1周年を迎え、地元の新鮮な農産物をお届けする場として地域に定着してまいりました。11月には、当組合の公式キャラクター「なしこまどん」を「まつど大農業まつり」にてお披露目しました。多くの皆様から愛される存在として、温かいご厚情をいただいております。今後もこれらの活動を通じて、地域農業や当組合の活動をより身近に感じていただけるよう、ブランド力と発信力の向上に努めてまいります。

変化激しい社会情勢の中、地域農業の安定化が一層重視されております。JAとうかつ中央は地域に根差した協同組合として、協同活動と総合事業の好循環を通じた基盤づくり、人づくりを進めてまいります。今後も「食」と「農」を守り、次世代へつなぐ使命のもと、地域農業の振興と持続的な発展に貢献し、組合員および地域の皆様にとって、かけがえのないJAであり続けるよう、役職員一同、全力で取り組んでまいります。

今後とも、変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和7年7月

とうかつ中央農業協同組合

経営管理委員会会長

田 嶋 幸 浩

I 経営理念

J Aとうかつ中央は、
農を基軸とした活動を通じて、地域・人・環境を創造し、
心豊かで安心して暮らせる地域社会づくりに貢献します。

II 経営方針

【農業】 地域農業の振興と農業を通じた環境保全に取り組みます。

環境保全型農業の展開と地域に根ざした農産物づくりを促進するために、営農指導・相談機能を強化し、安全・安心な農産物の提供により「食」と「農」の文化を広め、地域の特性を活かした地域農業の振興を図ります。

【事業活動】 心豊かで安心して暮らせる地域社会づくりに貢献します。

地域に根ざしたJ Aとして、情報発信の拠点づくりと、ふれあいのある健康で心豊かな生活を実現し、安心して快適に暮らせる地域社会づくりを進めます。また、総合相談活動を通して組合員・地域住民の暮らしを豊かにする活動を展開するとともに、生活の潤いと質を高める多彩な生活文化活動に取り組みます。

【経営組織】 経営基盤の強化と健全性の向上に取り組みます。

将来にわたって組合員、地域住民に信頼され地域でかけがえのない存在として、多様な要望と期待に応えられる人材の育成と地域の特性に合わせた施設・人的体制の適正配置に取り組むとともに、事業機能を備えた組織運営体制の確立を図ります。

また、経営の効率的かつ効果的な運営により強靱な財務基盤を構築し、その健全性・透明性を高めます。

III 経営管理体制

当J Aは農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が選任する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業について常勤理事のなかで専任担当を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

IV 事業の概況（令和6年度）

業績・トピックス

当事業年度における日本経済は、令和6年3月に日本銀行がマイナス金利政策を解除し、17年ぶりの利上げを実施しました。日本銀行は金融政策の正常化に踏み出しましたが、個人消費は実質賃金の低迷や物価上昇の影響で伸び悩みました。一方で、訪日外国人観光客は回復基調にありましたが、不安定な世界情勢、世界経済の影響などから外国人観光客の伸びは限定的でした。また、令和6年8月に高温障害やインバウンド需要の増加によりコメの供給が逼迫し、価格が高騰する「令和の米騒動」が発生しました。「令和の米騒動」は価格の問題だけではなく、気候変動流通構造、農業従事者の減少など複合的な要因がありました。

そのような中、当組合におきましては、中期経営計画の最終年度として、地域座談会や准組合員モニター活動、各種イベントを通じた対話・訪問活動を基軸とし、都市農業の強みを生かした地場産米の買取販売やＪＡ直売所のＰＲ活動により、利用者拡大に努めることで地産地消を促進し、農業者の所得向上に取り組みました。

その結果、事業利益４億２５百万円、当期剰余金３億２５百万円を計上できました。主な事業活動と成果につきましては、以下の通りです。

指 導 事 業

営農関係

令和６年度は、会合やイベント等も多数開催されコロナ前の活気を取り戻しました。また記録的な猛暑の影響を受け農作物に影響を及ぼす一年でありました。以前ほどではありませんが、肥料をはじめとした農業資材の値上げがあり生産者に影響を及ぼす一年でもあり、そのような状況の中で、農業振興に向けた取り組みを実施していく状況にありました。

令和３年に組合員の農業生産活動を支援するために開設されたＪＡ無料職業紹介所により生産者・求職者からの相談を積極的行なった結果、求職登録１５０件に対し９７件のマッチングが成立しました。

無料土壌診断を引続き実施し適正施肥に向けた取り組みを行なうとともに、安心・安全な農産物の生産のための農業使用記帳点検システム「資材ナビゲーション」を活用した記帳点検活動の普及・拡大、防除基準の作成・徹底に取り組みました。

さいてって１周年記念定期貯金の取り扱いにより地元農産物の提供、販売促進イベント等を通じた農産物のＰＲ、ブランド化推進、など管内主要農産物の付加価値強化、学校給食米の取り扱い実施など地産地消の推進に努めました。

さらに、生産者との出荷会議、講習会、作見会等を開催し、土壌改良、栽培技術向上、品質向上、後継者・担い手の人材育成に向け、モデル農家への訪問活動、食農教育・農業体験活動に取り組みました。

肥料価格高騰に伴い、当ＪＡの「ＪＡ肥料担い手対策・肥料価格対策助成金」の助成金支払いを行ないました。

当組合直営の農産物直売所「さいてって」において１周年を迎えました。これに伴い２日間のイベントを行ないました。１周年イベントの他に６月にサマーイベント・１２月に歳末大売り出し・３月にさいてってまつりを開催致しました。

生活関係

人間ドック、動脈硬化症ドックなど組合員健康診断ならびに結果報告会を開催し、健康増進に努め、引き続き農協健康診断助成措置を講じ、本年度の各健康診断受診者総数は６８３名となりました。また、各女性部活動への支援、若手農業者を中心に農業者年金の加入推進に取り組みました。

営 農 経 済 事 業（販売・購買）

販 売

販売力強化に向け市場共撰出荷及び全農直販事業の拡大に取り組みました。猛暑等により野菜の生育の遅れなども影響し、野菜価格は高値水準で推移し、販売品取扱高は１３億７４百万円（米３５百万円、青果物１３億３９百万円）、前年対比１１３．０％、計画対比１０１．８％となりました。

農産物の販路拡大と農業所得の向上を念頭の取り組み、自己改革工程表（数値編）より販売品取扱高目標１２９百万円を目標に取り組み販売品取扱高は４４百万円、計画対比３４．１％となりました。

購 買

農業生産資材関連の価格が高騰する中、肥料銘柄集約品の共同購入、市中価格調査等にもとづく全農他受入先との価格交渉等に取り組みとともに、予約注文の推進を行い、購買品取扱高は６億９９百万円、前年対比１０１．０％、計画対比９７．１％となりました。

生活関連品目では、新茶予約、米キャンペーンなどに取り組みとともに、Ａコープ商品をはじめとする食品等の取扱拡大に努め、農業・生活を合わせた購買品供給高は８億５６百万円、計画対比９４．１％となりました。

資産管理事業

法律・税務相談

指定相談日における件数の内訳は、法律相談42件、税務相談19件、財産診断1件実施し指定相談日以外も随時本店、各支店において相続税等の税務相談、土地の有効活用等の相談に対応いたしました。また、組合員を対象に税務セミナー（インボイス制度と相続対策）を、職員を対象に確定申告事務研修会を開催いたしました。

当組合における青色申告会の会員数は、現在11支部1,643名にのぼり、令和6年度分の所得税確定申告は1,766件、うち電子申告による代理申告が1,657件（確定申告取扱比93.8%）、消費税申告については186件取り扱いました。

取扱契約実績

組合員皆様の相続や次世代への事業承継を考え、地域の特性を活かした資産活用を提案し、取扱実績では賃貸住宅建設19件、個人住宅3件、土地売買24件で契約総額138億5千7百万円の実績となりました。

信用事業

貯金

農業・地域を基盤とする金融機関として、総合事業ならではの各種サービスの提供に取り組み、地域に根差したJAとして情報発信の拠点をつくり、経営の効率的な運営により財務基盤の構築を図りました。

さらに、JAらしく総合相談活動を通じて組合員・地域住民の暮らしを豊かにする活動を展開すると共に取引の拡大や利用者の要望にお応えできる提案活動を実践しました。

その結果、農業と地域を繋ぐ魅力のある農産物応援定期貯金「さいてって」オープン1周年記念定期や投資信託で一定の取扱実績を上げることが出来ました。

期末貯金残高は3,661億9百万円、計画対比97.8%となりました。なお、正組合員世帯の貯金残高は1,389億6百万円、准組合員世帯の貯金残高は1,432億94百万円となりました。

貸出金

農業メインバンク強化先への定期的な訪問活動を継続し、営農経済部門と情報共有・連携を図りながら資金ニーズの把握と提案を行いました。

組合員の相談・提案活動を中心に資産管理事業の推進活動に取り組みました。

住宅ローン専任を核とした住宅関連業者への訪問活動、資産管理部門及び各支店から情報をもとに推進活動を行いました。

その結果、新規融資は農業資金150百万円、資産管理事業資金64億19百万円、住宅ローン45億82百万円、小口ローン3億69百万円と伸長し、期末の貸出残高は、1,558億38百万円、計画対比97.4%となりました。

なお、正組合員の貸出残高756億36百万円、准組合員の貸出残高616億89百万円となりました。

余裕金

余裕金運用にあたっては、農林中央金庫への預け金を基本とし、余裕金運用規程に従った適正な運用と管理に万全を期しました。有価証券の運用は、ALM委員会での、財務状況、経済・金融情勢、証券市場動向等の協議結果に基づき、長期視点による安全性・収益性・流動性を基本とした健全運用に努めました。

期末預金残高は、JA系統2,191億83百万円、JA系統外35百万円、期末有価証券残高は23億53百万円となりました。

共 済 事 業

長期共済

組合員・利用者への保障内容確認等を行う３Ｑ訪問活動を活用し、安心して永続的な生命万一保障を中心に取り組み、「ひと・いえ・くるま・農業」のバランスの取れた総合保障の普及活動に努めた結果、建物更生共済８億２９百万円、介護共済９億８３百万円、認知症共済２１百万円の保有高純増となり、医療共済においては新契約件数５９７件保有高８９百万円の純増となりました。また、長期共済新契約高計画対比６０．９％となりました。

短期共済

「損保自動車保険証券回収」、「自動車共済お見積りキャンペーン」、「ＤＭによるアプローチ」等利用者満足度の向上、普及基盤の拡大を目指し普及活動に取り組みました。

共済の新契約については、以下のとおりとなりました。

<新契約高等>

満期（終身）共済金額合計	9,874,153千円	
保 障 共 済 金 額 合 計	44,463,233千円	
の 内（正組合員：	32,439,060千円）	
（准組合員：	6,516,143千円）	
新規共済契約者数（長期共済及び自動車共済合計）		474人
新規被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）		310人
年 金 共 済		39人

共済の保有高等については、以下のとおりとなりました。

<保有高等>

満期（終身）共済金額合計	109,498,279千円	（対前年比 99.1％）
保 障 共 済 金 額 合 計	612,137,927千円	（対前年比 99.1％）
の 内（正組合員：	436,470,927千円）	
（准組合員：	96,830,551千円）	
医療系共済 入院共済金額合計	26,465千円	（対前年比 93.5％）
の 内（医療共済入院共済金額：	18,273千円）	
（がん共済金額：	6,927千円）	
（定期医療共済金額：	1,265千円）	
医療系共済 治療共済金額	416,835千円	（対前年比 127.3％）
介護系共済 共済金額合計	9,668,593千円	（対前年比 115.5％）
認知症共済 共済金額合計	355,000千円	（対前年比 106.2％）
生活障害共済 共済金額合計	255,000千円	（対前年比 122.3％）
生活障害共済 年金年額合計	28,900千円	（対前年比 144.5％）
特定重度疾病共済 共済金額合計	374,300千円	（対前年比 120.2％）
年金共済 年金年額合計	4,974,729千円	（対前年比 89.8％）
自動車共済 共済掛金合計	266,591千円	（対前年比 102.2％）
共済契約者数（長期共済及び自動車共済合計）		19,336人
被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）		13,975人
年金共済		5,101人

共済金の支払い

令和６年度は全体で昨年より件数は増加、金額も増加となりました。長期共済においては満期２,９８８件５６億９０百万円、死亡・罹災５８２件１８億１２百万円、入院給付金１,０７２件１億３３百万円、年金共済２,４００件１８億１０百万円の支払い実績でありました。

また、短期共済においては４９６件１億３０百万円の支払いで合計７,５３８件９５億７５百万円の共済金を支払いました。

令和6年度の主な行事

日	付	行 事
4	15	コンプライアンス委員会
	17	J A 共済躍進の集い
	18	支店長会議
	25	経済事業委員会
	30	経営管理委員会・理事会・監事会
5	1	さいてって出荷者登録説明会・農薬講習会
	2～10	みのり監査法人期末監査Ⅱ
	14～15	決算監事監査
	16	コンプライアンス委員会、総合モニター会議
	23	支店長会議
	28	経営管理委員会・理事会・監事会
	31	総代会事前地区説明会
	31	総代会事前地区説明会
6	3～4	農家組合長会議
	7	コンプライアンス委員会
	18	支店長会議
	21	A L M委員会
	25	令和6年度通常総代会
	25	臨時経営管理委員会・臨時理事会・監事会
	28	経営管理委員会・理事会・監事会
	28	(公社)松戸青色申告会 J A とうかつ中央部会通常総会
7	11	コンプライアンス委員会
	16	みのり監査法人予備調査
	22～24	支店長会議
	24	経営管理委員会・理事会・監事会
8	30	経営管理委員会・理事会・監事会
	6	さいてって出荷者意見交換会
	19	コンプライアンス委員会、A L M委員会
	21	支店長会議
	24	おおたかの森納涼盆踊り大会
	27	経営管理委員会・理事会・監事会
9	2～9	みのり監査法人期中監査Ⅰ
	19	A L M委員会
	20	コンプライアンス委員会
	24	支店長会議
	25	施設整備委員会
	26	理事会・監事会
	30	棚卸監査

日	付	行 事
10	3	J A コンプライアンスストップセミナー
	17	コンプライアンス委員会
	24	支店長会議
	26～27	「さいてって」1周年記念イベント
	29	経営管理委員会・理事会・監事会
11	31	広報委員会
	31	広報委員会
	6～8	上半期決算監事監査
	14	臨時理事会
	18	コンプライアンス委員会
	20	支店長会議
	23	第15回まつど大農業まつり
	25	第13回 J A とうかつ中央チャリティーゴルフ大会
12	26	臨時理事会
	29	経営管理委員会・理事会・監事会
	5	農家組合長の集い
	15	流山農業まつり 2024
1	18	コンプライアンス委員会
	19	支店長会議
	23	A L M委員会
	27	経営管理委員会・理事会
	27～29	「さいてって」年末大売出し
	16	コンプライアンス委員会
	23	支店長会議
	28	経営管理委員会・理事会
2	13	経済事業委員会
	14	広報委員会
	18	コンプライアンス委員会
	18	A L M委員会
	19	支店長会議
	27	経営管理委員会・理事会・監事会
3	4～7	みのり監査法人期中監査Ⅱ・Ⅲ
	9	「さいてって」出荷者大会
	10～11	みのり監査法人期中監査Ⅱ・Ⅲ
	11	経済事業委員会、施設整備委員会
	17	臨時理事会
	18	コンプライアンス委員会
	19	支店長会議
	21	A L M委員会
	25	経営管理委員会・理事会・監事会

※ 経営管理委員会 年12回 開催
 ※ 理 事 会 年16回 開催
 ※ 監 事 会 年11回 開催

V 農業振興活動

(1) 農業者等の経営支援に関する取組方針

当ＪＡは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本の方針を定め、取り組んでいます。

① 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

② 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

③ 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧の説明するよう努めてまいります。

④ 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

⑤ 中小企業者等金融円滑化への対応

農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な態勢を整備しています。

① 理事長以下、専務理事、常務理事、部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

② 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

③ 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

VI 社会的責任と地域貢献情報

1. 全般に関する事項

当ＪＡは、松戸市・鎌ケ谷市・流山市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される協同組織です。当ＪＡの資金は、その大半が組合員・利用者の皆様からお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としています。当ＪＡでは資金を必要とする組合員の皆様方や地方公共団体などにもご利用いただいています。

当ＪＡは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、ＪＡの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

組合員数 20,603人

出資金 1,560,810千円

2. 地域からの資金調達の状況

貯金・定期積金残高

366,109百万円

3. 地域への資金供給の状況

貸出運営の考え方

J Aは地域農業を金融面から支える役割を担っており、地域農業の発展、優良農家の育成、農業担い手に対して地域の実情などに合わせた様々な金融サービスの観点から農機具等の購入など組合員ニーズに積極的に対応し、行政との連携を図りながら金融部門・経済部門が一体となり農業資金の伸長に努めています。また、組合員の資産有効活用等の面でも、ハウスメーカーと連携するなど相談業務や貸出を通じて積極的に対応しています。

貸出に際しては、経営計画等の的確な判断に基づく投資効果の提示、コスト比較等を行ない組合員の経営意識を高めるよう組合員指導を行なっています。

また、債権の固定化防止や回収促進のため、保全面の措置を講じ貸出の拡大に努めています。

(1) 貸出金残高

組 合 員	137,209百万円
地方公共団体	8,905百万円
地 方 公 社 等	1,747百万円
金 融 機 関	4,218百万円
そ の 他	3,758百万円
合 計	155,838百万円

(2) 制度融資について

制度融資とは、農業経営規模の拡大、機械・施設の導入、並びに農業担い手の育成などを目的に、国等が一定の制度にもとづいて行う融資のことをいいます。

制度融資には、大別して、国・県の財政資金による融資と、J A資金を原資として融資を行い、国、地方公共団体が利子補給を行う制度があります。前者の代表的なものとして日本政策金融公庫資金、農業改良資金などがあります。後者の代表的なものには農業近代化資金、農業振興資金があります。

4. 文化的・社会的貢献に関する事項（地域との繋がり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

地域社会の発展と活力と潤いにあふれた住みやすい街づくりを目指し、行政と連携して事業に取り組んでいます。松戸市・鎌ケ谷市・流山市の指定金融機関として、税金等の公金事務の窓口を担当し、多くの皆様にご利用頂いています。

① 地域ボランティア

- ・毎年、松戸市・鎌ケ谷市・流山市の福祉施設などに寄付をしています。
- ・毎年、交通遺児育英募金を実施しています。

② 環境問題への取り組み

- ・農業用使用済み廃棄プラスチックの回収を実施しています。
- ・不用農薬処理の適正化を進めています。

③ 健康管理活動

- ・高齢化社会の進展による健康維持に対する意識の高まりの中、当J Aでは、健康診断とその結果の報告会として、医師、保健師、栄養士による個別相談を行い、健康管理活動に取り組んでいます。

④ 年金相談会の開催

- ・年金の受給予定者の方を対象に、社会保険労務士による年金相談会を開催しています。

⑤ 資産管理相談・法律相談・税務相談

- ・顧問弁護士、税理士等による各種の相談を開催しています。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

当J Aでは、組合員相互の親睦を図るとともに、地域の皆さまとの結びつきを強化するため、利用者ネットワークづくりへの取り組みをすすめています。

① 年金友の会（令和6年度末会員数10,559名）

- ・親睦旅行、グラウンドゴルフ大会等を各地域で開催

(3) 情報提供活動

当J Aの事業や地域の情報を提供しています。

- ① 組合員の皆様向けに、毎月「ユニティー」を発行
- ② 地域住民の皆様向けに、年2回「ふれあい」を発行
- ③ ホームページへの掲載

Ⅶ リスク管理の状況

◇リスク管理体制

【リスク管理基本方針等】

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

当J Aは、J Aバンク基本方針に基づく「モニタリング」の実施や「各種ガイドライン」等を定めて内部統制を強化しています。また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感应度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当J Aでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策

定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

◇法令遵守体制

【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス責任者・担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

【情報セキュリティ基本方針】

当ＪＡは、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、ＪＡ内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当ＪＡの事業活動の基本であり、社会的責務であることを確認し、以下の方針を遵守することを誓約します。

① 当ＪＡは、情報資産を適正に取扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、デジタル社会形成基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

② 当ＪＡは、情報の取り扱い、情報システムならびにネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。

③ 当ＪＡは、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

④ 当ＪＡは、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に

解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

- ⑤ 当ＪＡは、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

【個人情報保護方針】

当ＪＡは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当ＪＡの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約いたします。

- ① 当ＪＡは、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第２条第１項、第２項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第２条第８項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

- ② 当ＪＡは、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。

ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

- ③ 当ＪＡは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

- ④ 当ＪＡは、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第１６条第３項が規定する、個人情報データベース等（保護法第１６条第１項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

- ⑤ 当ＪＡは、匿名加工情報（保護法第２条第５項）及び匿名加工情報（保護法第２条第６項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

- ⑥ 当ＪＡは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第１９条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

- ⑦ 当ＪＡは、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

- ⑧ 当ＪＡは、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第１６条第４項に規定するデータをいいます。

- ⑨ 当ＪＡは、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

- ⑩ 当ＪＡは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【利用者保護等管理方針】

当ＪＡは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていきます。

- ① 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。

- ② 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
 - ③ 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
 - ④ 当ＪＡが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
 - ⑤ 当ＪＡとの取引に伴い、当ＪＡの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。
- ※本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当ＪＡとの間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

【マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針】

当ＪＡは、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

- ① 当ＪＡは、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の１つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

- ② 当ＪＡは、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
- ③ 当ＪＡは、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。
- ④ 当ＪＡは、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。
- ⑤ 当ＪＡは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

【金融商品の勧誘方針】

当ＪＡは、貯金・定期積金、共済、その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

- ① 組合員、利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ② 組合員、利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など、重要な事項を十分に理解していただけるよう努めます。
- ③ 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員、利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
- ④ 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤ 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥ 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇業務の適性を確保するための体制

【内部統制システム基本方針】

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がＪＡグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・

確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守します。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正します。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じます。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立します。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努めます。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行います。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備します。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理します。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備します。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行います。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行します。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行います。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備します。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援します。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援します。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行います。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進します。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督します。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行います。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めます。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努めます。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載します。

8. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の業務監査、経営相談と連携します。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

JAバンク相談・苦情等受付窓口 本店金融部（電話：047-361-2205）

JA共済相談・苦情等受付窓口 本店共済部（電話：047-361-2203）

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（03-6837-1359）にお申し出ください。なお、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターについては、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>）

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

（<https://www.jibai-adr.or.jp/>）

（公財）日弁連交通事故相談センター

（<https://n-tacc.or.jp/>）

（公財）交通事故紛争処理センター

（<https://www.jcstad.or.jp/>）

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。か、

①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに経営管理委員会、理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

Ⅷ 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和７年３月末における自己資本比率は、19.66％となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	とうかつ中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,560百万円（前年度1,578百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

Ⅷ 事業のご案内

1. 主な事業の内容

ＪＡとうかつ中央は、地域の皆様の日常生活に欠かせない信用事業（貯金・融資・為替）をはじめ、共済事業（「ひと」「いえ」「くるま」の総合保障の普及）、経済事業（販売・購買）、指導事業（営農・生活）などを総合的に営んでいます。そして、一般の営利企業とは本質的に異なり、相互扶助を基本に、組合員や地域の皆様の暮らしに役立つサービスを提供するために、努力を重ねています。

主な事業について、ご案内いたします。

(1) 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。

この信用事業は、ＪＡ・農林中金が有機的に結びつき、ＪＡバンクとして、貯金保険制度・破綻未然防止システムという二重のしくみで、貯金者の皆様に安心してご利用いただけるよう努めています。

◆貯金業務

組合員をはじめ、地域のみなさまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、普通貯金無利息型(決済用)、貯蓄貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用頂いております。

主な貯金商品一覧

商 品 名		特 徴 ・ 留 意 点	預 入 期 間	預 入 金 額
当 座 貯 金		事業資金などの決済に用いる口座です。お利息は付きません。	随時	1円以上
普 通 貯 金		お財布代わりに。自動受取・支払機能を加えるとより便利になります。	随時	1円以上
納 税 準 備 貯 金		納税など目的通りの払い出しで非課税に。	随時	1円以上
普通貯金無利息型(決済用)		いつでもお預け入れ、お引出しができ、公共料金等の各種代金のお引落しができます。お利息はつきません。	随時	1円以上
通 知 貯 金		資金の一時保管に便利です。払い出しの2日前までに通知が必要です。	7日以上	5万円以上
貯 蓄 貯 金		基準残高(5階層)によって金利の変わる有利な貯蓄性貯金です。(個人のみ)	随時	1円以上
総 合 口 座		一冊の通帳に「蓄える、受け取る、支払う、借りる」の4つの機能をセットした便利な貯金です。1人1口座に限定。(個人のみ)未成年者は法定代理人との取引になります。	随時	1円以上 定期口は 1万円以上
定 期 積 金		毎月、一定額を一定期間積み立てて、無理なくコツコツと蓄える貯金です(定額式・目標式)。通増式・満期分散式もございます。	定型方式6か月以上 120か月(10年)以内 期日指定方式 6か月超10年未満	毎月 1,000円以上
定期貯金	期日指定定期	1年が過ぎると、1か月前の予告でいつでも必要額の払い出しができます。(個人のみ)	1年～3年	1円以上 300万円未満
	スーパー定期	期間・金額などニーズに合わせてお選びいただけます。 複利型(3・4・5・7・10年)は、半年複利計算でさらに有利に運用できます。(複利型は個人のみ)	定型方式 1・2・3・6か月 1・2・3・4・5・7・10年 (法人は1・3・6か月、1・2年) 期日指定方式 1か月超10年未満	1円以上
	大口定期	まとまった資金を、効率的に有利に運用できます。	定型方式 1・2・3・6か月 1・2・3・4・5・7・10年 期日指定方式 1か月超10年未満	1,000万円以上
	変動金利定期	6か月ごとに自動的に金利を見直しします。個人の方は複利型もご利用いただけます。	1年・2年・3年	1円以上
	据置定期	据置期間(6か月)後、任意の日に全部、または一部の金額を何度でも払い戻しができます。(個人のみ)	据置期間6か月 最長5年	1円以上 1,000万円未満
	一般財形	財形貯金(財産形成貯金)は、勤労者を対象とした貯蓄です。給料からの自動振替で蓄えられます。	3年以上	1円以上
財形貯金	財形年金		5年以上	1円以上
	財形住宅		5年以上	両方合算で550万円まで非課税

◆融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者、事業者のみなさまの事業に必要な資金をご融資しています。

また地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構等の融資の申込みのお取次ぎもしています。

主な融資商品一覧

商 品 名		資 金 用 途	融資限度額	融 資 期 間
農業関係資金	農 業 経 営 資 金	営農のための施設設備資材導入等に要する資金	個別決裁	25 年以内
	農 業 振 興 資 金	各市農業振興資金融資条例施行規則に基づく営農に必要な資金 (松戸市、鎌ヶ谷市、流山市)	農業後継者育成資金 600万円以内 他	12 年以内 (鎌ヶ谷市は 10 年以内)
	J A 農 機 ハウスローン	農機具の購入、購入に付帯する諸費用、パイプハウス等資材、建設費用などの資金	1,800 万円以内	15 年以内
	アグリマイティー資金	農業に必要な幅広い資金（設備・運転資金）、自然災害等に対応する緊急性を要する資金	事業費の範囲内	15 年以内
	J A 新規就農応援資金	新規就農者に対する農業経営に必要な設備・運転資金	1,000 万円以内	17 年以内 (就農年数による) 短期資金は、1 年以内
	農 業 近 代 化 資 金	建構築物造成、農機具等取得資金、小土地改良資金等の資金	個人 1,800 万円以内 法人 2 億円以内	15 年以内
事業関係資金	資 産 管 理 事 業 資 金	賃貸用の住宅（マンション、アパート、貸家）、店舗、倉庫等の建築資金、その他自営業施設資金	個別決裁	35 年以内
	事 業 資 金	事業経営に必要な運転資金、設備資金	個別決裁	35 年以内
生活資金	住 宅 資 金	自己住宅資金	個別決裁	35 年以内
	相 続 資 金	相続税資金	個別決裁	20 年以内
	そ の 他 生 活 資 金	組合員の生活に必要な資金	個別決裁	20 年以内
特 殊 資 金		公共事業、区画整理事業、共同の農業資金	個別決裁	個別決裁
J A 統一ローン	J A 住 宅 ロ ー ン	住宅等の取得、増改築をするための資金	10,000 万円以内	50 年以内
	J A リフォームローン	居住する既存住宅の増改築、補修等の資金	1,500 万円以内	20 年以内
	J A 教 育 ロ ー ン	入学金、授業料、その他教育関連資金	1,000 万円以内	15 年以内 (在学期間を含む)
	J A カ ー ド ロ ー ン	生活に必要な資金	10万円~300万円以内	1 年以内(契約更新)
	J A 多 目 的 ロ ー ン	生活に必要な資金	1,000 万円以内	10 年以内
	J A マイカーローン	自動車・バイクの購入資金	1,000 万円以内	15 年以内
水洗便所改造資金	賃 貸 住 宅 ロ ー ン	賃貸アパート専用住宅の建設、増改築等に要する資金	40,000 万円以内	30 年以内（保証会社が認める場合 35 年以内）
	水 洗 便 所 改 造 資 金	流山市条例に基づく下水道工事に必要な資金	60 万円以内	3 年以内

◆為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、送金や手形・小切手等の取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

◆ＪＡネットバンキング

窓口やＡＴＭに出向く事なく、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、携帯電話から簡単操作でアクセスでき、平日、休日を問わず、残高照会や振込振替サービスがお気軽にご利用いただけます。

◆国債・投資信託窓口販売業務

国債（新窓販・個人向け）、投資信託（ＮＩＳＡ・つみたてＮＩＳＡを含む）を窓口販売しています。

◆遺言信託業務

農中信託銀行株式会社の代理店として「執行コース」「管理コース」の２種類をお取り扱いしています。

◆個人型確定拠出年金（ｉＤｅＣｏ）

みずほ銀行が管理運営機関であるｉＤｅＣｏ（みずほプラン）をお取り扱いしています。

◆サービス・その他

当ＪＡでは、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービス、またネットサービスとしてＪＡのキャッシュカードは全国のＪＡ他、提携先の銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、信用組合、コンビニエンスストアなどのＣＤ（現金自動支払い機）、ＡＴＭ（現金自動預け払い機）でご利用いただけます。

◆年金相談

- ・相談日…日時等については、金融部貯金為替課 ☎047(361)2205又は、最寄りの各支店へお問合せください。
- ・担 当…社会保険労務士

(2) 共済事業

共済事業は、生命・終身・年金共済など長期間の商品をお取り扱いするとともに、火災・自動車・自賠責共済など短期間の商品もお取り扱いしております。お子さまの誕生から老後まで生涯にわたり、保障いたします。また、ニーズの高い医療共済、がん共済、介護共済も取り扱いいたしております。

長期共済の種類（共済期間が５年以上の契約）

種 類	内 容
終 身 共 済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により病気やケガなどへの備えも自由に設計できる確かな一生保障プランです。医療共済とのセットプランで手厚い保障を準備できます。
一時払終身共済	まとまった資金でご加入しやすい一生の万一保障です。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みできます。死亡共済金を相続対策に、生存給付金特則を付加することにより生前贈与等にご活用いただけます。
養 老 生 命 共 済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。医療共済とのセットプランで手厚い保障を準備できます。
が ん 共 済	がんと闘うための安心を一生にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。先進医療保障付きも選択できます。
医 療 共 済	日帰り入院からまとまった一時金を受け取れます。共済期間、契約の型、掛金払込終了期間、手術・放射線治療、入院日額保障、先進医療、健康祝金等ご希望に合わせて保障内容が選べます。一人ひとりのニーズにあわせて保障の手厚さ、保障の期間、掛金を支払う期間などを選べます。

介護共済	一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心でき、公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。万一のときも給付金を受け取れる一時払介護共済もございます。
引受緩和型 終身共済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でお申込みできます。一生涯保障が確保できるプランです。
引受緩和型 医療共済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でお申込みできます。入院・手術の一生涯保障が確保できるプランです。
生活障害共済 (ささエール)	病気やケガにより身体に障害が残り、身体障害者福祉法に定める級の身体障害状態に該当し、身体障害者手帳が交付されたとき収入の減少などに備えられる保障です。 ○定期年金型 ○一時金型
特定重度疾病共済 (そなエール)	がん・血管疾患、脳血管疾患、生活習慣病まで幅広く保証します。4つの疾患区分ごとに期間内それぞれ1回お支払いします。経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金で受け取ります。
認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害(MCI)まで幅広く保障します。認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする各種サービスがご利用いただけます。簡単な告知でご加入いただけます。
定期生命共済 通減期間設定型 (みちびき)	JAの定期生命共済(通減期間設定型)なら、ライフステージに応じて保証金額を通減させることで、お手軽な共済掛金で必要十分な保障を準備できます。
こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者(親)が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。 ○入学祝金タイプ ○学資金タイプ
予定利率変動型 年金共済 (ライフロード)	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みできます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。 ○終身年金タイプ ○定期年金タイプ
建物更生共済 (むてきプラス)	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。 ○建物プラン ○特定建築物プラン ○家財プラン ○営業用什器備品プラン

(注) 上記の表で「万一のとき」とは、死亡、第1級後遺障害の状態または所定の重度要介護状態に該当したときをいいます。ただし、一時払終身・一時払介護共済は、死亡したときをいいます。

短期共済の種類(共済期間が5年未満の契約)

種 類	内 容
自動車共済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族などの傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自賠償共済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられている、人身事故の被害者保護のための保障です。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
火災共済	住まいの火災損害を保障します。
賠償責任共済	日常生活・業務中に生じた損害賠償義務などを保障します。
農業者賠償 責任共済	農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。農地面積と支払い限度に基づく、分かりやすい共済掛金設定です。自動継続のため、継続手続き不要です。

(3) 経済事業

経済事業は、農家と共に消費者の皆様のもとへ安全・安心な農産物をお届けする「販売事業」と農業経営に必要な肥料・農薬などの生産資材、また、暮らしに必要な食品・日用品等を供給する「購買事業」で構成され、組合員、地域の皆様に広くご利用いただいております。また、令和5年10月に「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に取り組むため当組合初のファーマーズマーケット「さいてって」を常盤平支店敷地内にオープンいたしました。

(4) 指導事業

農家の経営・生産技術の指導、くらしのアドバイス、各種生産組織や関係機関との連携活動、農産物の流通対策等を通じ、食の安全・安心を第一に生産物の安全確保と高付加価値生産に努めています。

また、各種イベントへの参加・参画等により、地域の皆様との交流や都市農業のイメージアップに取り組んでいます。さらに健康診断等の開催、生活全般にわたりサポート活動をおこなっています。

(5) 資産管理相談

◎法 律 相 談

相談日・場所…毎月第2金曜日 午後2時より…本店資産管理部相談課

毎月第4金曜日 午前9時より…本店資産管理部相談課

担 当…顧問弁護士

◎税 務 相 談

相談日・場所…毎月12日 午前10時より…資産管理部資産管理課（八木支店隣）
（休日の場合 翌営業日）

毎月第3金曜日 午前9時より…本店資産管理部相談課

担 当…顧問税理士

◎お 申 込…お申込は予約制とし、ご来店時間（順番）を連絡します。

臨時の方は予約者の終了後になります。

お申込は本店資産管理部相談課又は最寄りの各支店へご連絡ください。

尚、資産活用等の相談は随時行っております。

資産管理部相談課 ☎047(361)2206（直通）

2. 信用事業取扱手数料一覧

■貯金業務に関するもの

（単位：円、消費税込）

手 数 料 種 類			単 位	手数料	備 考	
残 高 証 明 書 発 行			1 通	都 度 発 行	550	
				定 期 発 行	440	
				顧 客 指 定 様 式	2,200	
				英 文 証 明 書	2,200	
取 引 履 歴 照 会			1 件	550		
I C キャッシュカード（新規・切替）			1 枚	無料		
再発行	貯 金 通 帳		1 冊	550		
	貯 金 証 書		1 通	550		
	I C キ ャ ッ シ ュ カ ー ド		1 枚	1,100		
当座貯金	口 座 開 設		1 口 座	11,000	口座開設時に徴収	
	一 般 口	小 切 手 帳 交 付	1 冊 50 枚	11,000		
		約 束 手 形 交 付	1 冊 25 枚	5,500		
	専用約束手形口 （ マ ル 専 ）	マ ル 専 当 座 取 扱 手 数 料	1 口 座	3,300	口座開設時に徴収	
		手 形 用 紙 交 付	1 枚	550		
	自 己 宛 小 切 手		1 枚	550		
為 替 手 形		1 枚	550			
成年後見支援貯金口座開設手数料			1 口 座	33,000	口座開設時に徴収	
そ の 他 証 明 書			1 通	550		
国 債 口 座 管 理 手 数 料			—	無料		

■内国為替取引に関するもの

(単位：円、消費税込)

手 数 料 種 類			単 位	手数料	備 考
振 込	窓 口 利 用	当 J A 自 店 舗 あ て	1 件	440	
		当 J A 僚 店 あ て	1 件	550	
		系 統 あ て	1 件	550	
		他 行 あ て	1 件	880	
	A T M 利 用	当 J A 自店舗あて・僚店あて	1 件	無料	他行のキャッシュカードにて振込の場合は、別途ご利用手数料がかかります。
		系 統 あ て	1 件	110	
		他 行 あ て	1 件	440	
	個人 J A ネット バンク利用	当 J A 自店舗あて・僚店あて	1 件	無料	
		系 統 あ て	1 件	110	
		他 行 あ て	1 件	220	
	法人 J A ネット バンク利用	当 J A 自店舗あて・僚店あて	1 件	無料	
		系 統 あ て	1 件	110	
		他 行 あ て	1 件	220	
	法人 J A ネット バンク利用 給与・賞与	当 J A 自店舗あて・僚店あて	1 件	無料	
		系 統 あ て	1 件	無料	
		他 行 あ て	1 件	無料	
	定時自動送金 利用	当 J A 自店舗あて	1 件	無料	
		当 J A 僚店あて	1 件	無料	
		系 統 あ て	1 件	220	
		他 行 あ て	1 件	550	
代 金 取 立	電 子 交 換	即 時 入 金	1 通	無料	
		即時入金しない	1 通	880	
そ の 他	個 別 取 立		1 通	1,100	
	振 込 の 組 戻 料		1 件	660	手数料以外に経費(交通費等)を要する場合には、その実費を徴収させていただきます。
	不 渡 手 形 返 却 料		1 通	1,100	
	取 立 手 形 組 戻 料		1 通	1,100	
	取 立 手 形 店 頭 呈 示 料		1 通	1,100	
	離 島 回 金 料		—	無料	

- (注) 1. 系統とは、農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫をいい、他行とは系統以外の金融機関をいいます。
2. 一部現金でのお取扱いができる A T M において、10 万円を超える現金でのお振込みはお取扱いできません。
3. 先方の金融機関で該当口座が無いと判断された場合、返金されることがあります。その際には、当初の「振込手数料」は振込の手続きを行うための費用としていただいておりますので、返金いたしません。あらかじめご了承ください。
4. 当 J A の組織関連団体の当 J A 自店舗あて・僚店あて振込の場合は免除になる場合がございます。

■ J Aバンクのキャッシュカードご利用に関する手数料

(単位：円、消費税込)

金融機関等	お取引内容	平 日			土・日・祝日 12月31日 1月2日・1月3日
		午前8時45分 まで	午前8時45分以降 午後6時まで	午後6時以降	
J Aバンク	入出金	無料			
J Fマリンバンク	出 金	無料			
三菱UF J 銀行	出 金	110	無料	110	110
セブン銀行	入出金	220	110	220	220
イーネットATM	入出金	220	110	220	220
ローソン銀行	入出金	220	110	220	220
ゆうちょ銀行	入出金	220	110	220	220
その他 (M I C S 提携)	出 金	220	110	220	220

- (注) 1. 稼働時間はATMにより異なります。また、ATM稼働時間であってもJ Aバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合があります。
2. ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合がございます。詳しくはご利用のATM掲示等でご確認下さい。
3. 上記は、J Aバンクのキャッシュカードご利用の場合です。残高照会は時間帯にかかわらず無料でご利用いただけます。
4. 上記以外の金融機関でも手数料が無料となる場合がございます。

■ J Aネットバンク取引に関する手数料

(単位：円、消費税込)

手 数 料 種 類	単 位	手数料
個人J Aネットバンク利用料	1 カ月	無 料
法人J Aネットバンク利用料 照会・振込サービス(リアル系取引)	1 カ月	1,100
法人J Aネットバンク利用料 データ伝送サービス(総合振込・給与振込・口座振替)	1 カ月	無 料

- (注) 1. データ伝送サービス(総合振込・給与振込・口座振替)ご利用の場合は、「照会・振込サービス(リアル系取引)」の加入が必要となります。

■ 貸出業務に関するもの

(単位：円、消費税込)

手 数 料 種 類			手 数 料	
貸 出	融資取扱手数料	住 宅 ロ ー ン	新 規 実 行	77,000
			条 件 変 更 等	5,500
		一 般 資 金	新 規 実 行	44,000
			条 件 変 更 等	22,000
	住宅ローン全額繰上償還手数料			55,000
	残高証明書（１通）		都 度 発 行	550
			定 期 発 行	440
			顧 客 指 定 様 式	2,200
			英 文 証 明 書	2,200
	ローンカード再発行（１枚）			550
融資証明書（１通）			5,500	
その他証明書（１通）			1,100	

■両替手数料

(単位：円、消費税込)

希望枚数（紙幣・硬貨の合計枚数）	手 数 料
1枚 ～ 500枚	550
501枚 ～ 1,000枚	1,100
1,001枚 ～ 1,500枚	1,650
1,501枚以上	2,200(500枚ごとに550円を加算します)

- (注) 1. 両替枚数は、持参した紙幣・硬貨の合計枚数と、持ち帰る合計枚数のいずれが多い枚数といたします。
2. 窓口来店、外務訪問いずれの場合も対象といたします。
3. 現金による貯金の出金（実質的に両替となる）の際に金種を指定される場合の取り扱い、指定の紙幣・硬貨の合計枚数が100枚まで無料とし、100枚を超過する場合は上記両替手数料の対象といたします。ただし、口座入金後、当日直ちに引き出す場合は1枚から両替手数料の対象といたします。
4. 次の取扱いは無料です。
- ①記念硬貨への交換および記念硬貨からの交換 ②同一金種への交換（新券、汚損紙幣・硬貨の交換等） ③当組合の正組合員世帯の方によるお取引（正組合員世帯であることの確認のため所定の本人確認を行うことといたします） ④当JA関連組織団体によるお取引

■硬貨整理手数料

(単位：円、消費税込)

取り扱い枚数	手 数 料
1枚 ～ 500枚	無料
501枚 ～ 1,000枚	550
1,001枚 ～ 2,000枚	1,100
2,001枚以上	1,650（1,000枚ごとに550円を加算します）

- (注) 1. 硬貨によるご入金・お振込に関するものとなります（ATMでの取引は対象外）
2. 窓口来店、外務訪問いずれの場合も対象といたします。
3. 同日に複数回ご利用される場合は、硬貨枚数を合算いたします。
4. 算定に対する手数料となる為、算定後にお取引を取りやめる場合、入金額・振込額を変更する場合も、算定した枚数に応じた手数料といたします。
5. 次の取扱いは無料です。
- ①募金・義援金の振込 ②当組合の正組合員世帯の方によるお取引（正組合員世帯であることの確認のため所定の本人確認を行うことといたします）

■未利用口座管理手数料

(単位：円、消費税込)

内 訳	単 位	手 数 料
普通貯金口座および貯蓄貯金口座	1 年 間	1,320

- (注) 1. 普通貯金口座には、総合口座、普通貯金無利息型（決済用）、総合口座（普通貯金無利息型（決済用））、営農貯金、こども貯金を含みます。
2. 2021年9月30日以前に開設された普通貯金口座および貯蓄貯金口座は本手数料の対象外といたします。
3. 未利用口座となる口座は、適用対象のうち、ご入金やご出金（当該口座の利息入金や本手数料の引落としを除く）記帳等のご利用が2年以上ない口座を対象といたします。
4. 次の取扱いは対象外といたします。
- ①貯金残高が10,000円以上の当該口座 ②当組合で借入れがある場合

■校納金に関する手数料

(単位：円、消費税込)

手 数 料 種 類	単 位	手 数 料
校 納 金 振 替	1 件	110

■貸金庫取引に関する手数料

(単位：円、消費税込)

手 数 料 種 類		単 位	手 数 料
手 動 型		1 年 間	13,200
自 動 型	第1種（小）	1 年 間	19,800
	第2種（中）	1 年 間	26,400
	第3種（大）	1 年 間	33,000

■投信窓販手数料

(単位：円、消費税込)

手 数 料 種 類	手 数 料
口座開設手数料	無 料
口座管理手数料	無 料
残高証明書（１通）	550
相続税に係る保護預り証券投資信託受益証券の評価計算書 （相続評価額証明書）（１通）	550

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業資産	381,878,702	379,199,320	1. 信用事業負債	367,537,059	367,940,567
(1) 現金	1,277,454	1,630,359	(1) 貯金	365,256,777	366,109,685
(2) 預金	220,632,466	219,218,733	(2) その他の信用事業負債	2,280,282	1,830,881
系統外	220,585,111	219,183,258	未払費用	28,827	106,649
系統内	47,355	35,474	その他の負債	2,251,454	1,724,231
(3) 有価証券	2,139,260	2,353,550	2. 共済事業負債	1,378,823	1,300,720
国債	505,100	763,880	(1) 共済資金	975,294	907,501
社債	1,634,160	1,589,670	(2) 未経過共済付加収入	397,223	389,068
(4) 貸出金	157,903,309	155,838,400	(3) 共済未払費用	5,093	3,870
(5) その他の信用事業資産	237,450	301,250	(4) その他の共済事業負債	1,212	280
未収収益	180,835	259,735	3. 経済事業負債	59,095	69,393
その他の資産	56,614	41,515	(1) 経済事業未払金	53,670	65,217
(6) 貸倒引当金	△ 311,238	△ 142,973	(2) 経済受託債務	5,158	4,176
2. 共済事業資産	3,432	3,513	(3) その他の経済事業負債	266	—
(1) その他の共済事業資産	3,432	3,513	4. 雑負債	1,037,103	1,254,860
3. 経済事業資産	189,810	192,920	(1) 未払法人税等	47,520	134,505
(1) 経済事業未収金	99,863	98,875	(2) リース債務	17,432	51,669
(2) 棚卸資産	88,238	92,336	(3) 資産除去債務	21,586	21,586
購入品	77,986	77,380	(4) その他の負債	950,565	1,047,100
販売品	9,733	14,537	5. 諸引当金	1,069,433	1,025,007
その他の棚卸資産	518	418	(1) 賞与引当金	125,506	122,230
(3) その他の経済事業資産	1,709	1,707	(2) 退職給付引当金	914,336	862,285
4. 雑資産	341,614	294,135	(3) 役員退職慰労引当金	29,590	40,491
(1) 雑資産	341,614	294,135	6. 再評価に係る繰延税金負債	581,460	596,578
5. 固定資産	5,777,679	5,810,696	負債の部合計	371,662,976	372,187,128
(1) 有形固定資産	5,761,463	5,795,803	1. 組合員資本	35,149,807	35,374,460
建物	4,690,230	4,736,829	(1) 出資金	1,578,622	1,560,810
機械装置	70,318	72,225	(2) 資本準備金	7,387,616	7,387,616
土地	3,113,423	3,113,361	(3) 利益剰余金	26,188,990	26,434,941
リース資産	16,533	53,357	利益準備金	3,449,094	3,449,094
建設仮勘定	2,052	2,052	その他利益剰余金	22,739,896	22,985,847
その他の有形固定資産	1,360,946	1,388,336	信用事業強化積立金	1,000,000	1,000,000
減価償却累計額	△ 3,492,041	△ 3,570,359	JAグループ組織整備積立金	500,000	500,000
(2) 無形固定資産	16,216	14,892	情報化対策積立金	500,000	500,000
6. 外部出資	19,751,627	23,091,717	経営基盤強化積立金	5,000,000	5,000,000
(1) 外部出資	19,751,627	23,091,717	リスク管理積立金	1,000,000	1,000,000
系統出資	19,451,824	22,791,824	施設整備積立金	2,000,000	2,200,000
系統外出資	244,750	244,840	災害対策積立金	1,000,000	1,000,000
子会社等出資	55,053	55,053	減損会計対策積立金	500,000	500,000
7. 繰延税金資産	329,174	355,952	特別積立金	9,320,000	9,320,000
			当期末処分剰余金	1,919,896	1,965,847
			(うち当期剰余金)	421,826	325,456
			(4) 処分未済持分	△ 5,422	△ 8,907
			2. 評価・換算差額等	1,459,257	1,386,667
			(1) その他有価証券評価差額金	△ 50,047	△ 107,457
			(2) 土地再評価差額金	1,509,304	1,494,124
			純資産の部合計	36,609,064	36,761,128
資産の部合計	408,272,040	408,948,256	負債及び純資産の部合計	408,272,040	408,948,256

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	3,386,908	3,606,669	(9) 利用事業収益	14,102	14,750
事業収益	4,599,970	4,911,247	(10) 利用事業費用	7,328	6,773
事業費用	1,213,062	1,304,577	利用事業総利益	6,773	7,977
(1) 信用事業収益	2,770,300	2,980,366	(11) 資産管理事業収益	281,596	311,900
資金運用収益	2,614,933	2,822,035	(12) 資産管理事業費用	5,835	8,687
(うち預金利息)	1,182,299	1,530,987	資産管理事業総利益	275,760	303,212
(うち有価証券利息)	14,696	19,488	(13) 指導事業収入	7,934	7,981
(うち貸出金利息)	1,400,516	1,271,558	(14) 指導事業支出	73,276	61,979
(うちその他受入利息)	17,420	0	指導事業収支差額	△ 65,341	△ 53,997
役務取引等収益	70,417	81,016	2. 事業管理費	3,101,987	3,181,587
その他経常収益	84,949	77,314	(1) 人件費	2,389,483	2,476,552
(2) 信用事業費用	478,404	556,281	(2) 業務費	164,018	168,544
資金調達費用	38,825	244,162	(3) 諸税負担金	131,594	136,554
(うち貯金利息)	19,613	225,321	(4) 施設費	393,175	383,571
(うち給付補填金繰入)	454	351	(5) その他事業管理費	23,715	16,365
(うちその他支払利息)	18,757	18,490	事業利益	284,920	425,082
役務取引等費用	21,575	22,520	3. 事業外収益	323,252	62,072
その他経常費用	418,004	289,598	(1) 受取雑利息	293	206
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 34,105	△ 168,265	(2) 受取出資配当金	272,670	34,095
信用事業総利益	2,291,896	2,424,084	(3) 賃貸料	18,881	18,898
(3) 共済事業収益	814,721	848,968	(4) 雑収入	31,406	8,871
共済付加収入	767,956	792,243	4. 事業外費用	12,363	12,706
共済奨励金	15,021	16,432	(1) 支払雑利息	7,304	7,175
その他の収益	31,743	40,292	(2) 賃貸施設費用	2,798	3,680
(4) 共済事業費用	36,251	35,737	(3) 寄付金	1,005	932
共済推進費用	24,823	22,361	(4) 雑損失	1,254	918
その他の費用	11,428	13,375	経常利益	595,810	474,448
共済事業総利益	778,469	813,230	5. 特別利益	8,596	29
(5) 購買事業収益	639,432	652,028	(1) 固定資産処分益	3,087	29
購買品供給高	613,890	626,396	(2) 一般補助金	5,508	—
購買手数料	18,831	19,870	6. 特別損失	30,758	10,905
修理サービス料	1,299	1,128	(1) 固定資産処分損	9,400	463
その他の収益	5,411	4,632	(2) 固定資産圧縮損	5,508	—
(6) 購買事業費用	557,776	559,127	(3) 減損損失	15,849	10,441
購買品供給原価	552,880	554,517	税引前当期利益	573,648	463,572
購買供給費	833	1,017	法人税・住民税及び事業税	103,199	141,467
その他の費用	4,062	3,593	法人税等調整額	48,622	△ 3,351
購買事業総利益	81,656	92,900	法人税等合計	151,822	138,116
(7) 販売事業収益	71,882	95,251	当期剰余金	421,826	325,456
販売品販売高	53,132	62,900	当期首繰越剰余金	1,497,923	1,640,345
販売手数料	12,376	18,717	土地再評価差額金取崩額	147	45
その他の収益	6,373	13,633	当期末処分剰余金	1,919,896	1,965,847
(8) 販売事業費用	54,188	75,989			
販売品販売原価	37,750	51,751			
その他の費用	16,438	24,238			
販売事業総利益	17,693	19,261			

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. 注記表

令和5年度	令和6年度
I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法 (1)子会社株式：移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 ①時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (1)購買品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (2)販売品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) 3. 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産を除く)：定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 (2)無形固定資産(リース資産を除く)：定額法を採用しています。 (3)リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 4. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、支店および融資部融資課が資産査定を実施し、第二次査定部署	I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法 (1)子会社株式：移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 ①時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (1)購買品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (2)販売品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) 3. 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産を除く)：定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 (2)無形固定資産(リース資産を除く)：定額法を採用しています。 (3)リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 4. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、支店および融資部融資課が資産査定を実施し、第二次査定部署

令和5年度	令和6年度
である審査部審査課、企画部企画課が検証を行い、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 (2)賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理することとしています。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。 5. 収益及び費用の計上基準 収益認識関連 当組合の利用者との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 (1)購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (2)販売事業 組合員が生産した農産物等を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (3)利用事業 農業用機器の貸出や農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設等の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (4)資産管理事業 組合員の依頼に基づき行う宅地等の売買及び賃貸借等の仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この	である審査部審査課、企画部企画課が検証を行い、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 (2)賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理することとしています。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。 5. 収益及び費用の計上基準 収益認識関連 当組合の利用者との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 (1)購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (2)販売事業 組合員が生産した農産物等を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (3)利用事業 農業用機器の貸出や農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設等の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (4)資産管理事業 組合員の依頼に基づき行う宅地等の売買及び賃貸借等の仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この

令和5年度	令和6年度
利用者等に対する履行義務は、契約当事者間において宅地等の売買及び賃貸借等が完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続 (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 なお、各事業間との取引で計上される内部取引の金額に重要性はありません。 Ⅱ 会計上の見積りに関する注記 1. 固定資産の減損 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 15,849 千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の可否の判定を実施しています。 減損の可否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 Ⅲ 貸借対照表に関する注記 1. 資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は211,945 千円であり、その内訳は、次のとおりです。 建物附属設備 5,508 千円 機械装置 3,033 千円 土地 201,685 千円	利用者等に対する履行義務は、契約当事者間において宅地等の売買及び賃貸借等が完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続 (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 なお、各事業間との取引で計上される内部取引の金額に重要性はありません。 Ⅱ 会計上の見積りに関する注記 1. 固定資産の減損 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 10,441 千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の可否の判定を実施しています。 減損の可否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 Ⅲ 貸借対照表に関する注記 1. 資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は211,795 千円であり、その内訳は、次のとおりです。 建物 5,508 千円 機械装置 3,033 千円 土地 201,685 千円

令和5年度	令和6年度
その他の有形固定資産 1,717 千円 2. 担保に供している資産 農林中央金庫に定期預金9,500,000千円と、松戸市水道事業収納事務取扱に現金500千円と、松戸市下水道事業収納事務取扱に現金500千円があり、営業保証金として現金2,400千円があります。 3. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務 子会社に対する金銭債権の総額 ー 千円 子会社に対する金銭債務の総額 254,429 千円 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額は1,242,116 千円です。 5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)～(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は47,356 千円、危険債権額は1,033,864 千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,081,220 千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 (1)再評価を行った年月日 平成11年12月31日 (流山地区 平成11年3月31日) (2)再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 248,151 千円	その他の有形固定資産 1,567 千円 2. 担保に供している資産 農林中央金庫に定期預金9,500,000千円と、松戸市水道事業収納事務取扱に現金500千円と、松戸市下水道事業収納事務取扱に現金500千円があり、営業保証金として現金2,100千円があります。 3. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務 子会社に対する金銭債権の総額 ー 千円 子会社に対する金銭債務の総額 265,758 千円 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額は1,181,697 千円です。 5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)～(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は38,796 千円、危険債権額は624,409 千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は663,206 千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 (1)再評価を行った年月日 平成11年12月31日 (流山地区 平成11年3月31日) (2)再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 248,151 千円

令和５年度	令和６年度																																																																												
(3)同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第３号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。	(3)同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第３号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。																																																																												
Ⅳ 損益計算書に関する注記 １．子会社との取引高の総額 <table><tr><td>(1)子会社との取引による収益総額</td><td>3,061 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引高</td><td>― 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引以外の取引高</td><td>3,061 千円</td></tr><tr><td>(2)子会社との取引による費用総額</td><td>6 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引高</td><td>6 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引以外の取引高</td><td>― 千円</td></tr></table> ２．減損損失に関する注記 (1)資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 また、独立したキャッシュ・フローを生み出せず他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本店、および組合員の営農・生活関連施設であってそれ自体でのキャッシュ・フローによる投資額の回収を意図したものでない経済センターについては共用資産と認識しました。 当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。 <table><tr><th>場 所</th><th>用 途</th><th>種 類</th><th>その他</th></tr><tr><td>鎌 ケ 谷 支 店</td><td>営業店舗</td><td>建 物 機 械 装 置 その他の有形固定資産</td><td></td></tr><tr><td>神奈川県真鶴町</td><td>賃 貸</td><td>土 地</td><td>業務外固定資産</td></tr></table> (2)減損損失の認識に至った経緯 <table><tr><th>場 所</th><th>内 容</th></tr><tr><td>鎌 ケ 谷 支 店</td><td>鎌ケ谷支店の営業収支が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。</td></tr><tr><td>神奈川県真鶴町</td><td>将来使用見込みの無い賃貸資産であり、売却について検討中であるため減損の兆候に該当します。回収可能価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。</td></tr></table> (3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳 <table><tr><th>場 所</th><th>減 損 損 失 額</th></tr><tr><td>鎌 ケ 谷 支 店</td><td>建 物 12,499千円 機 械 装 置 105千円 その他の有形固定資産 3,040千円 小 計 15,645千円</td></tr><tr><td>神奈川県真鶴町</td><td>土 地 203千円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>15,849千円</td></tr></table>	(1)子会社との取引による収益総額	3,061 千円	うち事業取引高	― 千円	うち事業取引以外の取引高	3,061 千円	(2)子会社との取引による費用総額	6 千円	うち事業取引高	6 千円	うち事業取引以外の取引高	― 千円	場 所	用 途	種 類	その他	鎌 ケ 谷 支 店	営業店舗	建 物 機 械 装 置 その他の有形固定資産		神奈川県真鶴町	賃 貸	土 地	業務外固定資産	場 所	内 容	鎌 ケ 谷 支 店	鎌ケ谷支店の営業収支が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。	神奈川県真鶴町	将来使用見込みの無い賃貸資産であり、売却について検討中であるため減損の兆候に該当します。回収可能価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。	場 所	減 損 損 失 額	鎌 ケ 谷 支 店	建 物 12,499千円 機 械 装 置 105千円 その他の有形固定資産 3,040千円 小 計 15,645千円	神奈川県真鶴町	土 地 203千円	合 計	15,849千円	Ⅳ 損益計算書に関する注記 １．子会社との取引高の総額 <table><tr><td>(1)子会社との取引による収益総額</td><td>4,296 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引高</td><td>― 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引以外の取引高</td><td>4,296 千円</td></tr><tr><td>(2)子会社との取引による費用総額</td><td>86 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引高</td><td>86 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引以外の取引高</td><td>― 千円</td></tr></table> ２．減損損失に関する注記 (1)資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 また、独立したキャッシュ・フローを生み出せず他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本店、および組合員の営農・生活関連施設であってそれ自体でのキャッシュ・フローによる投資額の回収を意図したものでない経済センターについては共用資産と認識しました。 当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。 <table><tr><th>場 所</th><th>用 途</th><th>種 類</th><th>その他</th></tr><tr><td>鎌 ケ 谷 支 店</td><td>営業店舗</td><td>建 物 その他の有形固定資産</td><td></td></tr><tr><td>神奈川県真鶴町</td><td>賃 貸</td><td>土 地</td><td>業務外固定資産</td></tr></table> (2)減損損失の認識に至った経緯 <table><tr><th>場 所</th><th>内 容</th></tr><tr><td>鎌 ケ 谷 支 店</td><td>鎌ケ谷支店の営業収支が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。</td></tr><tr><td>神奈川県真鶴町</td><td>将来使用見込みの無い賃貸資産であり、売却について検討中であるため減損の兆候に該当します。回収可能価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。</td></tr></table> (3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳 <table><tr><th>場 所</th><th>減 損 損 失 額</th></tr><tr><td>鎌 ケ 谷 支 店</td><td>建 物 4,487千円 その他の有形固定資産 5,891千円 小 計 10,379千円</td></tr><tr><td>神奈川県真鶴町</td><td>土 地 62千円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>10,441千円</td></tr></table>	(1)子会社との取引による収益総額	4,296 千円	うち事業取引高	― 千円	うち事業取引以外の取引高	4,296 千円	(2)子会社との取引による費用総額	86 千円	うち事業取引高	86 千円	うち事業取引以外の取引高	― 千円	場 所	用 途	種 類	その他	鎌 ケ 谷 支 店	営業店舗	建 物 その他の有形固定資産		神奈川県真鶴町	賃 貸	土 地	業務外固定資産	場 所	内 容	鎌 ケ 谷 支 店	鎌ケ谷支店の営業収支が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。	神奈川県真鶴町	将来使用見込みの無い賃貸資産であり、売却について検討中であるため減損の兆候に該当します。回収可能価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。	場 所	減 損 損 失 額	鎌 ケ 谷 支 店	建 物 4,487千円 その他の有形固定資産 5,891千円 小 計 10,379千円	神奈川県真鶴町	土 地 62千円	合 計	10,441千円
(1)子会社との取引による収益総額	3,061 千円																																																																												
うち事業取引高	― 千円																																																																												
うち事業取引以外の取引高	3,061 千円																																																																												
(2)子会社との取引による費用総額	6 千円																																																																												
うち事業取引高	6 千円																																																																												
うち事業取引以外の取引高	― 千円																																																																												
場 所	用 途	種 類	その他																																																																										
鎌 ケ 谷 支 店	営業店舗	建 物 機 械 装 置 その他の有形固定資産																																																																											
神奈川県真鶴町	賃 貸	土 地	業務外固定資産																																																																										
場 所	内 容																																																																												
鎌 ケ 谷 支 店	鎌ケ谷支店の営業収支が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。																																																																												
神奈川県真鶴町	将来使用見込みの無い賃貸資産であり、売却について検討中であるため減損の兆候に該当します。回収可能価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。																																																																												
場 所	減 損 損 失 額																																																																												
鎌 ケ 谷 支 店	建 物 12,499千円 機 械 装 置 105千円 その他の有形固定資産 3,040千円 小 計 15,645千円																																																																												
神奈川県真鶴町	土 地 203千円																																																																												
合 計	15,849千円																																																																												
(1)子会社との取引による収益総額	4,296 千円																																																																												
うち事業取引高	― 千円																																																																												
うち事業取引以外の取引高	4,296 千円																																																																												
(2)子会社との取引による費用総額	86 千円																																																																												
うち事業取引高	86 千円																																																																												
うち事業取引以外の取引高	― 千円																																																																												
場 所	用 途	種 類	その他																																																																										
鎌 ケ 谷 支 店	営業店舗	建 物 その他の有形固定資産																																																																											
神奈川県真鶴町	賃 貸	土 地	業務外固定資産																																																																										
場 所	内 容																																																																												
鎌 ケ 谷 支 店	鎌ケ谷支店の営業収支が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。																																																																												
神奈川県真鶴町	将来使用見込みの無い賃貸資産であり、売却について検討中であるため減損の兆候に該当します。回収可能価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。																																																																												
場 所	減 損 損 失 額																																																																												
鎌 ケ 谷 支 店	建 物 4,487千円 その他の有形固定資産 5,891千円 小 計 10,379千円																																																																												
神奈川県真鶴町	土 地 62千円																																																																												
合 計	10,441千円																																																																												

令和5年度	令和6年度												
(4)回収可能価額の算定方法 <table> <tr> <th>場 所</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>鎌 ケ 谷 支 店</td><td>回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。</td></tr> <tr> <td>神 奈 川 県 真 鶴 町</td><td>回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。</td></tr> </table>	場 所	内 容	鎌 ケ 谷 支 店	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。	神 奈 川 県 真 鶴 町	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。	(4)回収可能価額の算定方法 <table> <tr> <th>場 所</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>鎌 ケ 谷 支 店</td><td>回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。</td></tr> <tr> <td>神 奈 川 県 真 鶴 町</td><td>回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。</td></tr> </table>	場 所	内 容	鎌 ケ 谷 支 店	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。	神 奈 川 県 真 鶴 町	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。
場 所	内 容												
鎌 ケ 谷 支 店	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。												
神 奈 川 県 真 鶴 町	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。												
場 所	内 容												
鎌 ケ 谷 支 店	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。												
神 奈 川 県 真 鶴 町	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。												
V 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。 (2)金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 (3)金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し、融資部融資課及び各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感应度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常	V 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や社債などの債券等の有価証券による運用を行っています。 (2)金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 (3)金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し、融資部融資課及び各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感应度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常												

令和5年度	令和6年度
的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が297,456千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。 ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。 (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 2. 金融商品の時価等に関する事項 (1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。	的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が17,555千円増加するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。 ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。 (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 2. 金融商品の時価等に関する事項 (1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。

令和5年度				令和6年度			
(単位：千円)				(単位：千円)			
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	220,632,466	220,513,585	△ 118,881	預 金	219,218,733	218,760,430	△ 458,302
有価証券				有価証券			
その他有価証券	2,139,260	2,139,260	—	その他有価証券	2,353,550	2,353,550	—
貸 出 金	157,903,309			貸 出 金	155,838,400		
貸倒引当金(*1)	△ 311,238			貸倒引当金(*1)	△ 142,973		
貸倒引当金控除後	157,592,070	158,630,747	1,038,677	貸倒引当金控除後	155,695,427	155,584,305	△ 111,121
資産計	380,363,797	381,283,592	919,795	資産計	377,267,710	376,698,286	△ 569,424
貯 金	365,256,777	364,977,933	△ 278,844	貯 金	366,109,685	365,271,199	△ 838,486
負債計	365,256,777	364,977,933	△ 278,844	負債計	366,109,685	365,271,199	△ 838,486
(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。				(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。			
(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明				(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明			
【資産】				【資産】			
①預金				①預金			
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下O I Sという。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。				満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下O I Sという。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			
②有価証券				②有価証券			
有価証券のうち、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。				有価証券のうち、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。			
③貸出金				③貸出金			
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。				貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。			
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。				一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。			
なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。				なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。			
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。				また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。			
【負債】				【負債】			
①貯金				①貯金			
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。				要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			

令和5年度

(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資	19,751,627
合計	19,751,627

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	220,632,466	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	2,200,000
貸出金 (*1,2)	1,040,917	8,527,745	9,960,232	7,867,194	7,374,724	122,277,861
合計	221,673,383	8,527,745	9,960,232	7,867,194	7,374,724	124,477,861

(*) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越151,572千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等854,634千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	336,281,653	15,230,049	11,212,644	812,156	1,271,581	448,692
合計	336,281,653	15,230,049	11,212,644	812,156	1,271,581	448,692

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

令和6年度

(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資	23,091,717
合計	23,091,717

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	219,218,733	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	500,000	2,000,000
貸出金 (*1,2)	4,570,708	9,895,068	8,132,783	7,529,004	7,351,799	117,830,086
合計	223,789,441	9,895,068	8,132,783	7,529,004	7,851,799	119,830,086

(*) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越147,549千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等528,949千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	335,587,321	9,859,858	16,730,615	1,116,310	2,181,100	634,479
合計	335,587,321	9,859,858	16,730,615	1,116,310	2,181,100	634,479

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅵ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券			
	国 債	505,100	497,805	7,294
	社 債	—	—	—
	小 計	505,100	497,805	7,294
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券			
	国 債	—	—	—
	社 債	1,634,160	1,710,638	△ 76,478
	小 計	1,634,160	1,710,638	△ 76,478
合 計		2,139,260	2,208,443	△ 69,183

(*) なお、上記の差額に繰延税金資産19,136千円を加えた額△50,047千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

3. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

Ⅵ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券			
	国 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	小 計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券			
	国 債	763,880	794,944	△ 31,064
	社 債	1,589,670	1,708,643	△ 118,973
	小 計	2,353,550	2,503,587	△ 150,037
合 計		2,353,550	2,503,587	△ 150,037

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

3. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

令和5年度	令和6年度																																																																																																																		
Ⅶ 退職給付に関する注記 1. 退職給付に係る注記 (1) 採用している退職給付制度の概要 職員は退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。 (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付債務</td><td>2,419,392 千円</td></tr> <tr> <td>勤務費用</td><td>133,790 千円</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>— 千円</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td><td>19,913 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td><u>△ 173,750 千円</u></td></tr> <tr> <td>期末における退職給付債務</td><td>2,399,346 千円</td></tr> </table> (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における年金資産</td><td>1,441,346 千円</td></tr> <tr> <td>期待運用収益</td><td>10,309 千円</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td><td>△ 152 千円</td></tr> <tr> <td>退職共済制度への拠出金</td><td>87,651 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td><u>△ 99,415 千円</u></td></tr> <tr> <td>期末における年金資産</td><td>1,439,739 千円</td></tr> </table> (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>2,399,346 千円</td></tr> <tr> <td>特定退職金共済制度</td><td><u>△ 1,439,739 千円</u></td></tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td><td>959,606 千円</td></tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td><td><u>△ 45,270 千円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表計上額純額</td><td>914,336 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>914,366 千円</td></tr> </table> (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>133,790 千円</td></tr> <tr> <td>期待運用収益</td><td>△ 10,309 千円</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td><u>△ 79,254 千円</u></td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>44,226 千円</td></tr> </table> (注) 特定退職共済制度への拠出金 87,651 千円は、「福利厚生費」で処理しています。 (6) 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 <table> <tr> <td>債券</td><td>63 %</td></tr> <tr> <td>年金保険投資</td><td>28 %</td></tr> <tr> <td>現金及び預金</td><td>4 %</td></tr> <tr> <td>その他</td><td><u>5 %</u></td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>100 %</td></tr> </table> (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。 (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 <table> <tr> <td>割引率</td><td>0.00 %</td></tr> <tr> <td>長期期待運用収益率</td><td>0.71 %</td></tr> </table> 2. 特例業務負担金の将来見込額 人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための	期首における退職給付債務	2,419,392 千円	勤務費用	133,790 千円	利息費用	— 千円	数理計算上の差異の発生額	19,913 千円	退職給付の支払額	<u>△ 173,750 千円</u>	期末における退職給付債務	2,399,346 千円	期首における年金資産	1,441,346 千円	期待運用収益	10,309 千円	数理計算上の差異の発生額	△ 152 千円	退職共済制度への拠出金	87,651 千円	退職給付の支払額	<u>△ 99,415 千円</u>	期末における年金資産	1,439,739 千円	退職給付債務	2,399,346 千円	特定退職金共済制度	<u>△ 1,439,739 千円</u>	未積立退職給付債務	959,606 千円	未認識数理計算上の差異	<u>△ 45,270 千円</u>	貸借対照表計上額純額	914,336 千円	退職給付引当金	914,366 千円	勤務費用	133,790 千円	期待運用収益	△ 10,309 千円	数理計算上の差異の費用処理額	<u>△ 79,254 千円</u>	合 計	44,226 千円	債券	63 %	年金保険投資	28 %	現金及び預金	4 %	その他	<u>5 %</u>	合 計	100 %	割引率	0.00 %	長期期待運用収益率	0.71 %	Ⅶ 退職給付に関する注記 1. 退職給付に係る注記 (1) 採用している退職給付制度の概要 職員は退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。 (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付債務</td><td>2,399,346 千円</td></tr> <tr> <td>勤務費用</td><td>130,880 千円</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>— 千円</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td><td>△ 290,043 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td><u>△ 230,995 千円</u></td></tr> <tr> <td>期末における退職給付債務</td><td>2,009,187 千円</td></tr> </table> (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における年金資産</td><td>1,439,739 千円</td></tr> <tr> <td>期待運用収益</td><td>11,031 千円</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td><td>9,112 千円</td></tr> <tr> <td>退職共済制度への拠出金</td><td>87,300 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td><u>△ 137,862 千円</u></td></tr> <tr> <td>期末における年金資産</td><td>1,409,320 千円</td></tr> </table> (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>2,009,187 千円</td></tr> <tr> <td>特定退職金共済制度</td><td><u>△ 1,409,320 千円</u></td></tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td><td>599,867 千円</td></tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td><td><u>262,417 千円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表計上額純額</td><td>862,285 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>862,285 千円</td></tr> </table> (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>130,880 千円</td></tr> <tr> <td>期待運用収益</td><td>△ 11,031 千円</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td><u>8,532 千円</u></td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>128,381 千円</td></tr> </table> (6) 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 <table> <tr> <td>債券</td><td>72 %</td></tr> <tr> <td>年金保険投資</td><td>25 %</td></tr> <tr> <td>現金及び預金</td><td><u>3 %</u></td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>100 %</td></tr> </table> (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。 (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 <table> <tr> <td>割引率</td><td>1.50 %</td></tr> <tr> <td>長期期待運用収益率</td><td>0.76 %</td></tr> </table> 2. 特例業務負担金の将来見込額 人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための	期首における退職給付債務	2,399,346 千円	勤務費用	130,880 千円	利息費用	— 千円	数理計算上の差異の発生額	△ 290,043 千円	退職給付の支払額	<u>△ 230,995 千円</u>	期末における退職給付債務	2,009,187 千円	期首における年金資産	1,439,739 千円	期待運用収益	11,031 千円	数理計算上の差異の発生額	9,112 千円	退職共済制度への拠出金	87,300 千円	退職給付の支払額	<u>△ 137,862 千円</u>	期末における年金資産	1,409,320 千円	退職給付債務	2,009,187 千円	特定退職金共済制度	<u>△ 1,409,320 千円</u>	未積立退職給付債務	599,867 千円	未認識数理計算上の差異	<u>262,417 千円</u>	貸借対照表計上額純額	862,285 千円	退職給付引当金	862,285 千円	勤務費用	130,880 千円	期待運用収益	△ 11,031 千円	数理計算上の差異の費用処理額	<u>8,532 千円</u>	合 計	128,381 千円	債券	72 %	年金保険投資	25 %	現金及び預金	<u>3 %</u>	合 計	100 %	割引率	1.50 %	長期期待運用収益率	0.76 %
期首における退職給付債務	2,419,392 千円																																																																																																																		
勤務費用	133,790 千円																																																																																																																		
利息費用	— 千円																																																																																																																		
数理計算上の差異の発生額	19,913 千円																																																																																																																		
退職給付の支払額	<u>△ 173,750 千円</u>																																																																																																																		
期末における退職給付債務	2,399,346 千円																																																																																																																		
期首における年金資産	1,441,346 千円																																																																																																																		
期待運用収益	10,309 千円																																																																																																																		
数理計算上の差異の発生額	△ 152 千円																																																																																																																		
退職共済制度への拠出金	87,651 千円																																																																																																																		
退職給付の支払額	<u>△ 99,415 千円</u>																																																																																																																		
期末における年金資産	1,439,739 千円																																																																																																																		
退職給付債務	2,399,346 千円																																																																																																																		
特定退職金共済制度	<u>△ 1,439,739 千円</u>																																																																																																																		
未積立退職給付債務	959,606 千円																																																																																																																		
未認識数理計算上の差異	<u>△ 45,270 千円</u>																																																																																																																		
貸借対照表計上額純額	914,336 千円																																																																																																																		
退職給付引当金	914,366 千円																																																																																																																		
勤務費用	133,790 千円																																																																																																																		
期待運用収益	△ 10,309 千円																																																																																																																		
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△ 79,254 千円</u>																																																																																																																		
合 計	44,226 千円																																																																																																																		
債券	63 %																																																																																																																		
年金保険投資	28 %																																																																																																																		
現金及び預金	4 %																																																																																																																		
その他	<u>5 %</u>																																																																																																																		
合 計	100 %																																																																																																																		
割引率	0.00 %																																																																																																																		
長期期待運用収益率	0.71 %																																																																																																																		
期首における退職給付債務	2,399,346 千円																																																																																																																		
勤務費用	130,880 千円																																																																																																																		
利息費用	— 千円																																																																																																																		
数理計算上の差異の発生額	△ 290,043 千円																																																																																																																		
退職給付の支払額	<u>△ 230,995 千円</u>																																																																																																																		
期末における退職給付債務	2,009,187 千円																																																																																																																		
期首における年金資産	1,439,739 千円																																																																																																																		
期待運用収益	11,031 千円																																																																																																																		
数理計算上の差異の発生額	9,112 千円																																																																																																																		
退職共済制度への拠出金	87,300 千円																																																																																																																		
退職給付の支払額	<u>△ 137,862 千円</u>																																																																																																																		
期末における年金資産	1,409,320 千円																																																																																																																		
退職給付債務	2,009,187 千円																																																																																																																		
特定退職金共済制度	<u>△ 1,409,320 千円</u>																																																																																																																		
未積立退職給付債務	599,867 千円																																																																																																																		
未認識数理計算上の差異	<u>262,417 千円</u>																																																																																																																		
貸借対照表計上額純額	862,285 千円																																																																																																																		
退職給付引当金	862,285 千円																																																																																																																		
勤務費用	130,880 千円																																																																																																																		
期待運用収益	△ 11,031 千円																																																																																																																		
数理計算上の差異の費用処理額	<u>8,532 千円</u>																																																																																																																		
合 計	128,381 千円																																																																																																																		
債券	72 %																																																																																																																		
年金保険投資	25 %																																																																																																																		
現金及び預金	<u>3 %</u>																																																																																																																		
合 計	100 %																																																																																																																		
割引率	1.50 %																																																																																																																		
長期期待運用収益率	0.76 %																																																																																																																		

令和5年度	令和6年度
農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金27,609千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、217,468千円となっています。	農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金27,540千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、196,772千円となっています。
Ⅷ 税効果会計に関する注記	Ⅷ 税効果会計に関する注記
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
役員退職慰労引当金 8,184	役員退職慰労引当金 11,491
退職給付引当金 252,905	退職給付引当金 244,343
減損損失 32,602	減損損失 34,107
減損損失(土地) 52,370	減損損失(土地) 53,733
賞与引当金 34,715	賞与引当金 33,809
未払費用 5,312	未払費用 5,178
資産除去債務 5,970	資産除去債務 6,126
未払事業税 5,942	未払事業税 8,308
その他有価証券評価差額金 19,136	その他有価証券評価差額金 42,580
その他 1,428	その他 2,470
繰延税金資産小計 418,567	繰延税金資産小計 442,148
評価性引当金 △ 89,392	評価性引当金 △ 86,196
繰延税金資産合計(A) 329,174	繰延税金資産合計(A) 355,952
繰延税金負債	繰延税金負債
繰延税金負債合計(B) —	繰延税金負債合計(B) —
繰延税金資産の純額(A)+(B) 329,174	繰延税金資産の純額(A)+(B) 355,952
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。	法定実効税率 27.66% 交際費等永久に損金に算入されない項目 6.10 受取配当金等永久に損金に算入されない項目 △ 1.02 事業分量配当金 △ 1.89 住民税均等割等 1.56 評価性引当額の増減 △ 1.16 税率変更に伴う影響額 △ 1.36 その他 △ 0.09 税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.79%
	3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額
	「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は7,389千円増加し、その他有価

令和5年度	令和6年度												
	証券評価差額金は1,080千円減少し、法人税等調整額は6,308千円減少しています。また、再評価に係る繰延税金負債は15,135千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しています。												
Ⅸ 収益認識に関する注記	Ⅸ 収益認識に関する注記												
「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。	「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。												
X その他の注記	X その他の注記												
1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記	1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記												
(1) オペレーティング・リース取引	(1) オペレーティング・リース取引												
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。												
(単位：千円)	(単位：千円)												
<table><tr><th>1年以内</th><th>1年超</th><th>合計</th></tr><tr><td>15,454</td><td>110,921</td><td>126,376</td></tr></table>	1年以内	1年超	合計	15,454	110,921	126,376	<table><tr><th>1年以内</th><th>1年超</th><th>合計</th></tr><tr><td>15,454</td><td>95,466</td><td>110,921</td></tr></table>	1年以内	1年超	合計	15,454	95,466	110,921
1年以内	1年超	合計											
15,454	110,921	126,376											
1年以内	1年超	合計											
15,454	95,466	110,921											
2. 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記	2. 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記												
(1) 貸借対照表に計上している資産除去債務	(1) 貸借対照表に計上している資産除去債務												
1. 当該資産除去債務の概要	1. 当該資産除去債務の概要												
当事業年度において、当組合の一部に使用・保管されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。	当事業年度において、当組合の一部に使用・保管されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。												
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法	2. 当該資産除去債務の金額の算定方法												
資産除去債務の見積りにあたり、支出までの期間が見込めないことから当該資産の撤去・処分費用を合理的に見積り、その金額を資産除去債務としています。	資産除去債務の見積りにあたり、支出までの期間が見込めないことから当該資産の撤去・処分費用を合理的に見積り、その金額を資産除去債務としています。												
3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減	3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減												
当事業年度における資産除去債務の増減はありません。	当事業年度における資産除去債務の増減はありません。												
期末残高	期末残高												
21,586千円	21,586千円												
(2) 貸借対照表に計上していない資産除去債務	(2) 貸借対照表に計上していない資産除去債務												
当組合は、松戸南支店、松戸西支店、鎌ヶ谷支店、流山経済センターに関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該店舗は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転を行う予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。	当組合は、松戸南支店、松戸西支店、鎌ヶ谷支店、流山経済センターに関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該店舗は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転を行う予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。												

4. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	1,919,896	1,965,847
2. 任 意 積 立 金 取 崩 額	—	1,000,000
1. 信 用 事 業 強 化 積 立 金	—	1,000,000
3. 剰 余 金 処 分 額	279,550	1,377,956
1. 出 資 配 当 金	46,892	46,270
2. 事 業 分 量 配 当 金	32,657	31,685
3. 施 設 整 備 積 立 金	200,000	800,000
4. 減 損 会 計 対 策 積 立 金	—	500,000
4. 次 期 繰 越 剰 余 金	1,640,345	1,587,890

剰 余 金 処 分 額 の 説 明

令和5年度

- (1) 出資配当金は年3.0%の割合です。
- (2) 事業の利用分量に対する配当の基準は、定期貯金の年間平均残高1,000千円以上に対し0.03%の割合です。
- (3) 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額等は別表のとおりです。
- (4) 次期繰越剰余金には、営農指導、教育、生活、文化改善事業の費用に充てるための繰越額22,000,000円が含まれます。

<別表>

種 類	積立目的	積立基準	取崩基準	積立目標額	処分後残高
信用事業強化積立金	金融情勢の悪化に対応するため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	貸出先の信用悪化等に伴い多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	10億円	10億円
J Aグループ組織整備積立金	J Aグループの組織整備に対応するため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	J Aグループの組織整備に取り組むことに伴い多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	5億円	5億円
情報化対策積立金	情報システムに対応するため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	情報システムの開発及び既存システムの再構築のために多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	5億円	5億円
経営基盤強化積立金	J Aの事業及び経営の改善のため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	組合員サービスの充実、事業機能強化、経営改善に取り組むことに伴い多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	50億円	50億円
リスク管理積立金	J Aの経営に多大な影響を及ぼすリスクに備えるため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	損害賠償等多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	10億円	10億円
施設整備積立金	施設の取得及び既存施設の改修整備のため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	施設の取得等多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	25億円	22億円
災害対策積立金	J Aに多大な影響を及ぼす自然災害に備えるため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	自然災害により甚大な事態が発生し、復興のために多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	10億円	10億円
減損会計対策積立金	減損会計適用による財務への影響に備えるため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	減損会計適用により多額の損失を計上したときに相当額を取り崩す。	5億円	5億円

令和 6 年度

- (1) 出資配当金は年 3.0% の割合です。
- (2) 事業の利用分量に対する配当の基準は、定期貯金の年間平均残高 1,000 千円以上に対し 0.03% の割合です。
- (3) 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額等は別表のとおりです。
- (4) 次期繰越剰余金には、営農指導、教育、生活、文化改善事業の費用に充てるための繰越額 17,000,000 円が含まれます。

<別表>

種 類	積立目的	積立基準	取崩基準	積立目標額	処分後残高
J Aグループ組織整備積立金	J Aグループの組織整備に対応するため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	J Aグループの組織整備に取り組むことに伴い多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	5 億円	5 億円
情報化対策積立金	情報システムに対応するため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	情報システムの開発及び既存システムの再構築のために多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	5 億円	5 億円
経営基盤強化積立金	J Aの事業及び経営の改善のため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	組合員サービスの充実、事業機能強化、経営改善に取り組むことに伴い多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	50 億円	50 億円
リスク管理積立金	J Aの経営に多大な影響を及ぼすリスクに備えるため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	損害賠償等多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	10 億円	10 億円
施設整備積立金	施設の取得及び既存施設の改修整備のため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	施設の取得等多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	30 億円	30 億円
災害対策積立金	J Aに多大な影響を及ぼす自然災害に備えるため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	自然災害により甚大な事態が発生し、復興のために多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	10 億円	10 億円
減損会計対策積立金	減損会計適用による財務への影響に備えるため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	減損会計適用により多額の損失を計上したときに相当額を取り崩す。	10 億円	10 億円

5. 部門別損益計算書

(令和5年度)

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	4,599,970	2,770,300	814,721	642,184	365,729	7,034	
事業費用②	1,213,062	478,404	36,251	559,319	74,114	64,972	
事業総利益③ (①－②)	3,386,908	2,291,896	778,469	82,865	291,614	△ 57,938	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤')	3,101,987 (197,910) (2,389,483)	1,734,522 (90,562) (1,377,468)	522,007 (21,058) (433,321)	500,244 (67,939) (302,029)	227,720 (13,690) (179,572)	117,492 (4,660) (97,090)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦')		630,238 (74,952) (326,170)	175,324 (20,850) (90,736)	246,266 (29,287) (127,451)	81,740 (9,721) (42,303)	27,517 (3,272) (14,241)	△ 1,161,087 (△ 138,084) (△ 600,902)
事業利益⑧ (③－④)	284,920	557,373	256,462	△ 417,378	63,894	△ 175,430	
事業外収益⑨ ※うち共通分⑩	323,252	161,653	44,970	88,604	20,966	7,058	
事業外費用⑪ ※うち共通分⑫	12,363	6,710	1,866	2,622	870	293	
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	595,810	712,316	299,565	△ 331,396	83,990	△ 168,665	
特別利益⑭ ※うち共通分⑮	8,596	3,757	1,045	3,141	487	164	
特別損失⑯ ※うち共通分⑰	30,758	17,091	3,723	7,621	1,736	584	
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	573,648	698,982	296,886	△ 335,876	82,741	△ 169,085	
営農指導事業分配賦額⑲		117,649	40,259	3,838	7,338	△ 169,085	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	573,648	581,332	256,627	△ 339,714	75,403		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - 共通管理費等
(人数割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割)の平均値
 - 営農指導事業
各事業総利益割の過去3か年の平均値

- 配賦割合(1.の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	54.28%	15.10%	21.21%	7.04%	2.37%	100.00%
営農指導事業	69.58%	23.81%	2.27%	4.34%		100.00%

(令和6年度)

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	4,911,247	2,980,366	848,968	659,911	414,915	7,086	
事業費用②	1,304,577	556,281	35,737	566,148	92,647	53,761	
事業総利益③ (①－②)	3,606,669	2,424,084	813,230	93,762	322,267	△ 46,675	
事業管理費④	3,181,587	1,764,111	555,362	513,042	220,694	128,376	
(うち減価償却費⑤)	(205,197)	(99,170)	(21,430)	(66,378)	(13,398)	(4,819)	
(うち人件費⑤')	(2,476,552)	(1,403,001)	(464,653)	(331,830)	(170,930)	(106,136)	
※うち共通管理費⑥		614,716	172,910	228,855	80,533	30,905	△ 1,127,920
(うち減価償却費⑦)		(75,410)	(21,211)	(28,074)	(9,879)	(3,791)	(△ 138,366)
(うち人件費⑦')		(304,992)	(85,789)	(113,546)	(39,956)	(15,333)	(△ 559,619)
事業利益⑧ (③－④)	425,082	659,972	257,868	△ 419,280	101,573	△ 175,052	
事業外収益⑨	62,072	33,827	9,515	12,597	4,431	1,700	
※うち共通⑩		33,827	9,515	12,593	4,431	1,700	△ 62,068
事業外費用⑪	12,706	6,925	1,947	2,578	907	348	
※うち共通⑫		6,925	1,947	2,578	907	348	△ 12,706
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	474,448	686,874	265,435	△ 409,260	105,097	△ 173,699	
特別利益⑭	29	29	—	—	—	—	
※うち共通⑮		—	—	—	—	—	—
特別損失⑯	10,905	7,944	767	1,699	357	137	
※うち共通⑰		2,727	767	1,015	357	137	△ 5,004
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	463,572	678,960	264,668	△ 410,960	104,740	△ 173,836	
営農指導事業分配額⑲		119,669	40,051	4,172	9,943	△ 173,836	
営農指導事業分配後 税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	463,572	559,291	224,616	△ 415,132	94,797		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - (1) 共通管理費等
(人数割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割)の平均値
 - (2) 営農指導事業
各事業総利益割の過去3か年の平均値
2. 配賦割合(1.の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	54.50%	15.33%	20.29%	7.14%	2.74%	100.00%
営農指導事業	68.84%	23.04%	2.40%	5.72%		100.00%

6. 会計監査人の監査

令和5年度および令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益（事業収益）	5,074	4,788	4,551	4,599	4,911
信用事業収益	3,037	3,093	2,827	2,770	2,980
共済事業収益	973	855	845	814	848
農業関連事業収益	777	601	644	642	659
生活その他事業収益	282	237	228	365	414
営農指導事業収益	3	1	4	7	7
経常利益	797	751	562	595	474
当期剰余金	532	575	556	421	325
出資金 （出資口数）	1,633 (1,633,149)	1,614 (1,614,282)	1,593 (1,593,676)	1,578 (1,578,622)	1,560 (1,560,810)
純資産額	35,490	35,906	36,283	36,609	36,761
総資産額	404,958	406,775	411,110	408,272	408,948
貯金等残高	362,483	363,796	368,369	365,256	366,109
貸出金残高	142,732	147,612	151,725	157,903	155,838
有価証券残高	3,664	1,731	1,615	2,139	2,353
剰余金配当金額	107	105	103	79	77
出資配当額	48	47	47	46	46
事業利用分量配当額	58	57	56	32	31
職員数	342	339	338	333	311
単体自己資本比率	17.54	17.42	17.89	19.09	19.66

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	2,576	2,577	1
役務取引等収支	48	58	9
その他信用事業収支	△ 333	△ 212	120
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	2,291 (0.597)	2,424 (0.637)	132 (0.040)
事業粗利益 (事業粗利益率)	3,758 (0.917)	3,829 (0.937)	71 (0.020)
事業純益	656	647	△ 9
実質事業純益	656	647	△ 9
コア事業純益	656	647	△ 9
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	656	647	△ 9

- (注) 1. 信用事業粗利益率 = 信用事業粗利益 ÷ 信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
 2. 事業粗利益率 = 事業粗利益 ÷ 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	387,187	2,597	0.670	380,089	2,822	0.742
うち預 金	229,764	1,182	0.514	220,029	1,530	0.695
うち貸 出 金	155,508	1,400	0.900	157,578	1,271	0.806
うち有 価 証 券	1,914	14	0.767	2,480	19	0.785
資 金 調 達 勘 定	375,100	38	0.010	369,562	244	0.066
うち貯金・定期積金	372,300	20	0.005	367,260	225	0.061
うち貸付留保金	2,800	18	0.669	2,302	18	0.803
総 資 金 利 ざ や			0.366			0.365

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)
2. 経費率＝信用部門の事業管理費÷資金調達勘定平均残高
3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、中金からの貯金奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	△ 62	207
うち預 金	△ 85	331
うち貸 出 金	21	△ 128
うち有 価 証 券	1	4
支 払 利 息	5	205
うち貯金・定期積金	△ 2	205
うち貸付留保金	7	0
差 引	△ 68	1

(注) 1. 増減額は、前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、中金からの貯金奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
流 動 性 貯 金	182,798 (49.1)	188,276 (51.3)	5,477
定 期 性 貯 金	189,059 (50.8)	178,562 (48.6)	△ 10,496
そ の 他 の 貯 金	442 (0.1)	422 (0.1)	△ 20
計	372,300 (100.0)	367,260 (100.0)	△ 5,039
譲 渡 性 貯 金	— (—)	— (—)	—
合 計	372,300 (100.0)	367,260 (100.0)	△ 5,039

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
定 期 貯 金	173,825 (100.0)	172,059 (100.0)	△ 1,765
うち固 定 金 利 定 期	173,781 (100.0)	172,005 (100.0)	△ 1,775
うち変 動 金 利 定 期	43 (0.0)	54 (0.0)	10

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手 形 貸 付	9	4	△ 5
証 書 貸 付	147,653	151,464	3,811
金 融 機 関 貸 付	7,693	5,960	△ 1,732
当 座 貸 越	152	149	△ 2
割 引 手 形	—	—	—
合 計	155,508	157,578	2,070

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	93,198 (59.1)	94,153 (62.2)	955
変 動 金 利 貸 出	64,553 (40.9)	57,318 (37.8)	△ 7,234
合 計	157,751 (100.0)	151,472 (100.0)	△ 6,278

- (注) 1. 当座貸越を除いて表示しています。
2. () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	862	949	86
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	88,838	89,027	188
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	89,701	89,976	275
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	21,303	20,473	△ 829
そ の 他 保 証	29,833	32,264	2,431
計	51,136	52,738	1,601
信 用	17,065	13,123	△ 3,941
合 計	157,903	155,838	△ 2,064

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
設備資金	146,191 (92.6)	147,729 (94.8)	1,537
運転資金	11,711 (7.4)	8,109 (5.2)	△ 3,602
合 計	157,903 (100.0)	155,838 (100.0)	△ 2,064

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農業	11,505 (7.3)	11,429 (7.3)	△ 75
製造業	6,809 (4.3)	6,775 (4.3)	△ 33
鉱業	180 (0.1)	174 (0.1)	△ 5
建設業	6,973 (4.4)	7,036 (4.5)	63
不動産業	63,802 (40.4)	63,391 (40.7)	△ 411
電気・ガス・熱供給水道業	999 (0.6)	1,100 (0.7)	101
運輸・通信業	6,812 (4.3)	7,040 (4.5)	227
卸売・小売・飲食業	6,505 (4.1)	6,471 (4.2)	△ 34
サービス業	19,109 (12.1)	20,622 (13.2)	1,513
金融・保険業	9,437 (6.0)	5,894 (3.8)	△ 3,543
地方公共団体	9,372 (5.9)	8,905 (5.7)	△ 466
その他の	16,396 (10.4)	16,997 (10.9)	600
合 計	157,903 (100.0)	155,838 (100.0)	△ 2,064

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
穀作	5	5	0
野菜・園芸	138	181	43
果樹・樹園農業	37	58	20
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他の農業	66	83	17
農業関連団体等	—	—	—
合 計	247	328	80

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	110	153	43
農 業 制 度 資 金	136	174	37
農 業 近 代 化 資 金	5	36	31
そ の 他 制 度 資 金	131	138	6
合 計	247	328	80

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額		
			担 保 ・ 保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5年度	47	47	0	47
	6年度	38	38	0	38
危 険 債 権	5年度	1,033	699	303	1,002
	6年度	624	467	136	603
要 管 理 債 権	5年度	0	0	0	0
	6年度	0	0	0	0
三月以上延滞債権	5年度	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	5年度	0	0	0	0
	6年度	0	0	0	0
小 計	5年度	1,081	746	303	1,049
	6年度	663	506	136	642
正 常 債 権	5年度	156,878			
	6年度	155,237			
合 計	5年度	157,959			
	6年度	155,900			

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補填契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	10	7	—	10	7	7	6	—	7	6
個別貸倒引当金	335	303	—	335	303	303	136	—	303	136
合 計	345	311	—	345	311	311	142	—	311	142

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件数	57,236	293,696	59,115	292,161
	金額	62,357	95,996	58,224	102,307
代金取立為替	件数	5	2	4	6
	金額	17	3	69	16
雑 為 替	件数	965	388	969	389
	金額	173	118	354	198
合 計	件数	58,206	294,086	60,088	292,556
	金額	62,548	96,118	58,648	102,522

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	201	770	568
地 方 債	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	1,712	1,710	△ 1
株 式	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—
合 計	1,914	2,480	566

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和5年度								
国 債	—	—	—	—	505	—	—	505
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	501	288	844	—	1,634
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和6年度								
国 債	—	—	—	—	763	—	—	763
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	488	278	—	822	—	1,589
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	505	497	7	—	—	—
	国債	505	497	7	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—
	投資証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	505	497	7	—	—	—
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	1,634	1,710	△ 76	2,353	2,503	△ 150
	国債	—	—	—	763	794	△ 31
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,634	1,710	△ 76	1,589	1,708	△ 118
	受益証券	—	—	—	—	—	—
	投資証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,634	1,710	△ 76	2,353	2,503	△ 150
合 計	合 計	2,139	2,208	△ 69	2,353	2,503	△ 150

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
投 資 信 託 残 高	208	2,594

② 残高有投資信託口座数

(単位：口座)

	令和5年度	令和6年度
投 資 信 託 残 高	509	775

2. 共済事業取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	12,805	118,543,375	13,538	117,012,495
	定 期 生 命 共 済	120	1,562,800	126	1,619,400
	養 老 生 命 共 済	4,842	31,952,396	4,294	26,872,944
	うちこども共済	2,344	11,675,300	2,285	10,865,800
	医 療 共 済	5,397	3,645,365	5,623	3,440,815
	が ん 共 済	1,034	179,500	1,077	177,000
	定 期 医 療 共 済	278	675,500	260	621,400
	介 護 共 済	1,513	6,561,292	1,709	7,544,978
	認 知 症 共 済	128		135	
	生 活 障 害 共 済	78		91	
	特定重度疾病共済	212		252	
	年 金 共 済	6,670	102,000	6,305	102,000
	建 物 更 正 共 済	16,937	453,917,868	16,650	454,746,892
合 計		50,014	617,140,098	50,060	612,137,927

(注) 金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済		5,397	20,239	5,623	18,273
			327,330		416,835
が ん 共 済		1,034	6,702	1,077	6,927
定 期 医 療 共 済		278	1,346	260	1,265
合 計		6,709	23,287	6,960	26,465
			327,330		416,835

(注) 金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額である。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済		1,513	8,363,891	1,709	9,668,593
認 知 症 共 済		128	334,000	135	355,000
生活障害共済（一時金型）		60	208,500	66	255,000
生活障害共済（定期年金型）		18	20,000	25	28,900
特 定 重 度 疾 病 共 済		212	311,300	252	374,300

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	4,052	3,297,770	3,974	3,171,671
年 金 開 始 後	2,618	2,238,983	2,331	1,803,058
合 計	6,670	5,536,754	6,305	4,974,729

(注) 金額は年金年額(利率変動型年金にあっては、最低保証年金額)を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	1,667	28,355,240	28,522	1,597	26,836,410	25,956
自 動 車 共 済	6,139		256,409	6,247		263,928
傷 害 共 済	1,814	9,463,500	1,108	2,928	13,028,000	1,142
団 体 定 期 生 命 共 済	—	—	—	—	—	—
定 額 定 期 生 命 共 済	2	8,000	63	2	8,000	63
賠 償 責 任 共 済	440		1,215	408		1,268
自 賠 責 共 済	1,318		22,070	1,443		23,879
合 計	11,380		309,388	12,625		316,240

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①受託購買品

(単位：千円)

種 類		令和5年度	令和6年度
		取 扱 高	取 扱 高
生 産 資 材	肥 料	4,996	4,400
	飼 料	1,316	1,653
	農 業 機 械	53,648	42,116
	石 油 類	2,897	4,699
	そ の 他	78,189	100,072
	計	141,018	152,942
生 活 物 資	食 品	18,281	22,086
	耐 久 消 費 財	786	1,023
	日 用 保 健 雑 貨	—	—
	そ の 他	54,259	53,530
	計	73,326	76,640
合 計		214,375	229,583

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

②買取購買品

(単位：千円)

種 類		令和5年度	令和6年度
		供給高	供給高
生産資材	肥料	148,228	147,189
	農薬	131,167	129,566
	飼料	728	463
	農業機械	10,863	18,644
	石油類	38,646	41,097
	保温資材	6,345	7,289
	包装運搬資材	130,441	123,276
	その他	84,088	78,555
	計	550,509	546,082
生活物資	食品	58,710	74,987
	衣料品	1,987	2,449
	耐久消費財	9	—
	日用保健雑貨	764	774
	家庭燃料	—	—
	その他	1,909	2,103
	計	63,380	80,313
合 計		613,890	626,396

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：千円)

種 類		令和5年度	令和6年度
		取扱高	取扱高
米		—	—
野菜		978,119	1,157,665
果実		193,088	175,739
花き・花木		3,889	624
ファーマーズマーケット		36,956	64,218
合 計		1,212,053	1,398,248

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

(単位：千円)

種 類		令和5年度	令和6年度
		販売高	販売高
米		35,532	35,340
野菜		5,588	5,010
ファーマーズマーケット		12,012	22,548
合 計		53,132	62,900

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収	益	—	—
費	用	—	—

(4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和5年度	令和6年度
園 芸 施 設	収 益	—	—
	費 用	—	—
	差 引	—	—
直 売 所	収 益	500	512
	費 用	342	390
	差 引	158	122
店 頭 販 売	収 益	1,356	1,361
	費 用	33	25
	差 引	1,322	1,336
機 械	収 益	1,591	1,425
	費 用	1,839	1,236
	差 引	△ 247	188
精 米 機	収 益	10,653	11,451
	費 用	5,112	5,121
	差 引	5,540	6,329
そ の 他	収 益	—	—
	費 用	—	—
	差 引	—	—

(5) 資産管理事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収	益	281,569	311,900
費	用	5,835	8,687

(6) 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 入	実 費 収 入	7,934	7,981
	合 計	7,934	7,981
支 出	営 農 改 善 費	12,323	10,181
	生 活 改 善 費	509	463
	組 織 強 化 費	41,461	36,553
	農 政 活 動 費	9,118	5,069
	教 育 情 報 費	5,859	5,951
	健 康 活 動 費	4,003	3,759
	指 導 雑 費	—	—
合 計		73,276	61,979

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.145	0.116	△ 0.029
資本経常利益率	1.634	1.293	△ 0.341
総資産当期純利益率	0.102	0.079	△ 0.023
資本当期純利益率	1.157	0.887	△ 0.270

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和5年度	令和6年度	増 減
貯 貸 率	期 末	43.23	42.56	△ 0.67
	期 中 平 均	41.76	42.90	1.14
貯 証 率	期 末	0.58	0.64	0.06
	期 中 平 均	0.51	0.67	0.16

- (注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 職員一人当たり指標

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
信 用 事 業	貯 金 残 高	1,096,867
	貸 出 金 残 高	1,177,201
共 済 事 業	長 期 共 済 保 有 高	474,184
経 済 事 業	1,853,273	1,968,289
	購 買 品 供 給 高	1,843
	販 売 品 取 扱 高	2,014
	3,799	4,698

4. 一店舗当たり指標

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貯 金 残 高	26,089,769	28,162,283
貸 出 金 残 高	11,278,807	11,987,569
長 期 共 済 保 有 高	44,101,000	47,087,532
購 買 品 供 給 高	43,849	48,184
販 売 品 取 扱 高	90,370	114,703

(注) 店舗数は支店数(令和5年度は14、令和6年度は13)を対象として算出しています。

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	35,296	35,070
うち、出資金及び資本準備金の額	8,948	8,966
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	26,434	26,188
うち、外部流出予定額 (△)	77	79
うち、上記以外に該当するものの額	△ 8	△ 5
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6	7
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6	7
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	35,302	35,078
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	10	11
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	10	11
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	10	11
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	35,292	35,066
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	174,496	176,445
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		0
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額		0
うち、上記以外に該当するものの額		—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
勘定間の振替分	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,929	7,231
信用リスク・アセット調整額 (ニ)		—
フロア調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—
リスク・アセット等の額の合計額	179,426	183,676
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	19.66%	19.09%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しています。
2. 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する I L M については、当年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	現金	1,277	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	497	—	—
	外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	9,377	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	1,996	399	15
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	220,751	44,150	1,766
	法人等向け	1,145	730	29
	中小企業等向け及び個人向け	20,354	5,764	230
	抵当権付住宅ローン	70,096	23,078	923
	不動産取得等事業向け	22,165	21,605	864
	三月以上延滞等	871	664	26
	取立未済手形	51	10	0
	信用保証協会等による保証付	21,312	2,122	84
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	375	375	15
	（うち出資等のエクスポージャー）	375	375	15
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	上記以外	36,260	77,544	3,101
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	903	2,258	90
	（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	27,069	67,673	2,706
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	317	792	31
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	7,970	6,819	272
	証券化	—	—	—
	（うちS T C 要件適用分）	—	—	—
	（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	（うちルックスルー方式）	—	—	—
	（うちマナデート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式250 %）	—	—	—
	（うち蓋然性方式400 %）	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	406,533	176,445	7,057
	CVAリスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
	信用リスク・アセットの額の合計額	406,533	176,445	7,057
	オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8 %で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
		7,231		289
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
		183,676		7,347

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれています。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳 (単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	現金	1,630	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	795	—	—
	外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	8,905	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	1,747	349	13
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	219,409	43,881	1,755
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	809	404	16
	(うち特定貸付債権向け)	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	3,933	1,558	62
	(うちトランザクター向け)	2	1	0
	不動産関連向け	115,966	50,766	2,030
	(うち自己居住用不動産等向け)	28,395	8,082	323
	(うち賃貸用不動産向け)	64,267	24,532	981
	(うち事業用不動産関連向け)	23,303	18,152	726
	(うちその他不動産関連向け)	—	—	—
	(うちADC向け)	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	619	499	19
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	42	8	0
	取立未済手形	31	6	0
	信用保証協会等による保証付	20,483	2,040	81
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	株式等	375	375	15
	共済約款貸付	—	—	—

上記以外	32,359	74,605	2,984
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	903	2,258	90
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	26,934	67,336	2,693
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	325	814	32
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	4,196	4,196	167
証券化	—	—	—
(うちS T C要件適用分)	—	—	—
(うち短期S T C要件適用分)	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
(うちS T C・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	407,108	174,496	6,979
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	407,108	174,496	6,979
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (標準的計測手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	4,929		197
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	179,426		7,177

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L Mは告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	4,929
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額	197
B I	3,286
B I C	394

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の 公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞 エクスポ ージャー	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エク スポージャー
法人	農 業	—	—	—	—	52	52	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	4,231	4,231	—	—	4,679	4,679	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	811	—	811	—	809	—	809	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	229,399	7,693	903	—	224,562	4,218	903	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	110	110	—	—	101	101	—	—
	日本国政府・ 地方公共団体	9,875	9,377	497	—	9,700	8,905	795	—
	上記以外	19,953	201	—	—	23,286	195	—	—
個	人	136,360	136,360	—	871	137,763	137,763	—	661
そ	の 他	5,790	—	—	—	6,152	—	—	—
業 種 別 残 高 計		406,533	157,974	2,213	871	407,108	155,914	2,508	661
残存期間別残高計	1 年 以 下	217,112	477	0		219,735	452	0	
	1 年 超 3 年 以 下	4,130	4,130	—		3,799	3,799	—	
	3 年 超 5 年 以 下	2,527	2,527	—		2,631	2,121	509	
	5 年 超 7 年 以 下	3,514	3,002	511		3,637	3,337	300	
	7 年 超 10 年 以 下	10,451	9,653	798		10,906	10,111	795	
	10 年 超	138,041	137,137	903		136,259	135,356	903	
	期限の定めのないもの	30,755	1,044	—		30,138	736	—	
残存期間別残高計		406,533	157,974	2,213		407,108	155,914	2,508	

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	10	7	—	10	7	7	6	—	7	6
個別貸倒引当金	335	303	—	335	303	303	136	—	303	136
合 計	345	311	—	345	311	311	142	—	311	142

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和5年度						令和6年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		335	303	—	335	303	—	303	136	—	303	136	—
業 種 別 計		335	303	—	335	303	—	303	136	—	303	136	—

(注) 当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスクアセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度					
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重 平均値 (%)
		オン・バ ランス 資産項目	オフ・バ ランス 資産項目	オン・バ ランス 資産項目	オフ・バ ランス 資産項目	信用リスク・ア セットの額	
		—	A	B	C	D	
1. 現金	0	1,630		1,630		0	0
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	795		795		0	0
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
4. 国際決済銀行等向け	0						
5. 我が国の地方公共団体向け	0	8,905		8,905		0	0
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
7. 国際開発銀行向け	0～150						
8. 地方公共団体金融機構向け	10～20						
9. 我が国の政府関係機関向け	10～20						
10. 地方三公社向け	20	1,747		1,747		349	20
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	20～150	219,409		219,409		43,881	20
（うち第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け）	20～150						
12. カバード・ボンド向け	10～100						
13. 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	809		809		404	50
（うち特定貸付債権向け）	20～150						

14.	中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	3,929	42	3,807	4	1,558	41
	(うちトランザクター向け)	45		22		2	1	50
15.	不動産関連向け	20～150	115,966		113,524		50,766	45
	(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	28,395		28,208		8,082	29
	(うち賃貸用不動産向け)	30～150	64,267		62,706		24,532	39
	(うち事業用不動産関連向け)	70～150	23,303		22,609		18,152	80
	(うちその他不動産関連向け)	60						
	(うちA D C向け)	100～150						
16.	劣後債権及びその他資本性証券等	150						
17.	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	482		430		499	116
18.	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	42		42		8	19
19.	取立未済手形	20	31		31		6	19
20.	信用保証協会等による保証付	0～10	20,483		20,400		2,040	10
21.	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
22.	株式等	250～400	375		375		375	100
23.	共済約款貸付	0						
24.	上記以外	100～1250	32,359	0	32,359	0	74,605	231
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	903		903		2,258	250
	(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	26,934		26,934		67,336	250
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	325		325		814	250
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	250						
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						
	(うち右記以外のエクスポージャー)	100	4,196	0	4,196	0	4,196	100
25.	証券化	—						
	(うちS T C要件適用分)	—						
	(うち非S T C要件適用分)	—						
26.	再証券化	—						
27.	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—						
28.	未決済取引	—						
29.	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—						
	合計（信用リスク・アセットの額）	—					174,496	

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

令和6年度													
	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	795					0	795						
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	8,905						0	8,905					
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け													
我が国の政府関係機関向け													
地方三公社向け		1,747					0	1,747					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	219,409							0	219,409				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）													
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。） （うち特定貸付債権向け）		809							0	809			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等株式等				375		0	375						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け （うちトランザクター向け）	2	649	329	2,831	3,811								
	2			0	2								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け （うち自己居住用不動産等向け）	525			1,583							3,998	22,100	28,208
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け （うち賃貸用不動産向け）	39,284	7,760		5,333	6	2,309	7,549		254	208	0	62,706	
	70%	90%	110%	112.5%	150%	その他	合計						
不動産関連向け （うち事業用不動産関連向け）	15,227	3,327	3,946		102	4	22,609						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け （うちその他不動産関連向け）													
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け （うちＡＤＣ向け）													
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	6	278	145	0	430								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				42	42								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	1,630				0	1,630							
取立未済手形			31		0	31							
信用保証協会等による保証付	0	20,399			1	20,400							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													
共済約款貸付													

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

			令和5年度		
			格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト	0%	—	13,757	13,757
	リスク・ウェイト	2%	—	—	—
	リスク・ウェイト	4%	—	—	—
	リスク・ウェイト	10%	—	21,228	21,228
	リスク・ウェイト	20%	—	247,277	247,277
	リスク・ウェイト	35%	—	62,103	62,103
	リスク・ウェイト	50%	811	59	871
	リスク・ウェイト	75%	—	3,200	3,200
	リスク・ウェイト	100%	—	29,664	29,664
	リスク・ウェイト	150%	—	139	139
	リスク・ウェイト	250%	—	28,289	28,289
	その他の		—	—	—
リスク・ウェイト 1250%			—	—	—
合 計			811	405,721	406,533

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

		令和6年度		
		CCF・信用リスク削減効果適用前		資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
リスク・ウェイトの区分		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	
1. 40%未満		328,768		326,749
2. 40%～70%		24,161	22	23,757
3. 75%		12,307	17	12,197
4. 80%				
5. 85%		244		239
6. 90%～100%		4,014		3,936
7. 105%～130%		4,242		4,201
8. 150%		480		456
9. 250%		375		375
10. 400%				
11. 1250%				
12. その他		12	2	0
合計		374,607	42	371,913

- (注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ-またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢ-またはＢaa３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	
	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関向け及び	—	—
第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	—	—
中小企業等向け及び個人向け	24	16,731
抵当権付住宅ローン	—	6,713
不動産取得等事業向け	—	16
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	1,075
合 計	24	24,536

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	
	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関、	—	—
第一種金融商品取引業者向け及び保険会社向け	—	—
法人等向け（特定貸付再建向けを含む。）	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	2,587
自己居住用不動産等向け	0	22,617
賃貸用不動産向け	0	—
事業用不動産関連向け	0	4
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	42
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合 計	1	25,251

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

- ◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要
CVAリスク相当額は「簡便法」により算出することとしています。該当する取引はありません。
- ◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）
CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

8. マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

- ◇リスク管理の方針及び手続等の概要
リスク管理の方針及び手続の概要については、「Ⅶ リスク管理の状況」に記載しています。
- ◇BIの算出方法
BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。
- ◇ILMの算出方法
ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。
- ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。
- ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）
該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和５年度		令和６年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	19,751	19,751	23,091	23,091
合計	19,751	19,751	23,091	23,091

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和５年度			令和６年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用に係るリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当J Aでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当J Aは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当J Aは、金利スワップや金利オプション等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当J Aでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションに係る基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化

の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

I R R B B 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	45	788	105	43
2	下方パラレルシフト	29	0	12	25
3	スティープ化	96	736		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	85		
6	短期金利低下	187	68		
7	最大値	187	788	105	43
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	35,066		34,830	

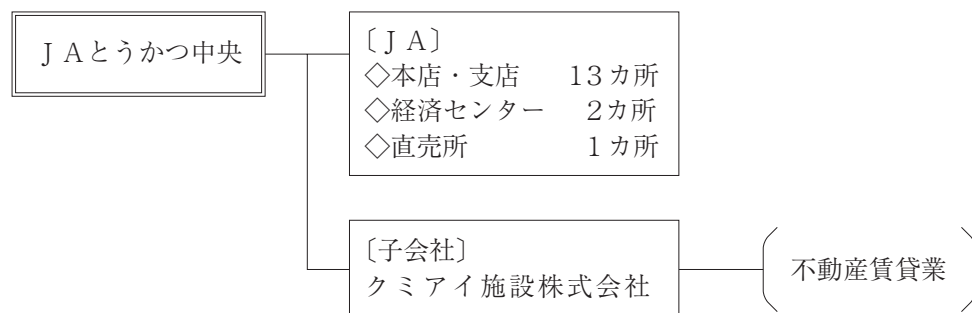
Ⅵ 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J Aとうかつ中央のグループは、当J A及び、連結子会社のクミアイ施設株式会社で構成されています。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) 子会社等の状況

(単位：千円、%)

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出 資 金	当J Aの議決権比率
クミアイ施設株式会社	松戸市上本郷 2243-1	不動産賃貸業	昭和48年 3月13日	15,000	100.00

(3) 連結事業概況（令和6年度）

◇連結事業の概況

① 事業の概況

令和6年度の当J Aの連結決算の内容は、連結経常収益480百万円、連結当期剰余金330百万円、連結純資産37,103百万円、連結総資産408,764百万円で、連結自己資本比率は19.78%となりました。

② 連結子会社の事業概況

クミアイ施設株式会社

令和6年度の売上高は28百万円、当期利益は5百万円となりました。

(4) 最近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
連結経常収益 (事業収益)	5,074	4,788	4,578	4,628	4,939
信用事業収益	3,037	3,093	2,827	2,770	2,980
共済事業収益	973	855	845	814	848
農業関連事業収益	777	601	644	642	659
その他事業収益	285	238	260	400	450
連結経常利益	808	756	572	604	480
連結当期剰余金	541	338	565	429	330
連結純資産額	36,050	36,172	36,464	36,725	37,103
連結総資産額	405,147	406,635	410,999	408,181	408,764
連結自己資本比率	17.72	17.50	17.97	19.17	19.78

(注) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業資産	381,878,702	379,199,320	1. 信用事業負債	367,282,628	367,674,763
(1) 現金及び預金	221,909,921	220,849,092	(1) 貯 金	365,002,347	365,843,927
現 金	1,277,454	1,630,359	(2) その他の信用事業負債	2,280,280	1,830,836
預 金	220,632,466	219,218,733	2. 共済事業負債	1,378,823	1,300,720
(2) 有 価 証 券	2,139,260	2,353,550	(1) 共 済 借 入 金	—	—
(3) 貸 出 金	157,903,309	155,838,400	(2) 共 済 資 金	975,294	907,501
(4) その他の信用事業資産	237,450	301,250	(3) その他の共済事業負債	403,529	393,219
(5) 貸倒引当金	△ 311,238	△ 142,973	3. 経済事業負債	59,095	69,393
2. 共済事業資産	3,432	3,513	(1) 経 済 未 払 金	53,670	65,217
(1) 共 済 貸 付 金	—	—	(2) その他の経済事業負債	5,424	4,176
(2) その他の共済事業資産	3,432	3,513	4. 雑 負 債	1,038,845	1,256,417
3. 経済事業資産	189,810	192,920	5. 諸 引 当 金	1,114,903	762,889
(1) 経済事業未収金	99,863	98,875	(1) 賞 与 引 当 金	125,506	122,230
(2) 棚 卸 資 産	88,238	92,336	(2) 退職給付に係る負債	959,606	599,867
(3) その他の経済事業資産	1,709	1,707	(3) 役員退職慰労引当金	29,790	40,791
(4) 貸倒引当金	—	—	6. 再評価に係る繰延税金負債	581,460	596,578
4. 雑 資 産	342,320	294,531	負債の部合計	371,455,756	371,660,762
5. 固定資産	5,729,079	5,756,115	1. 組合員資本	35,299,417	35,529,271
(1) 有形固定資産	5,712,788	5,741,147	(1) 出 資 金	1,578,622	1,560,810
建 物	5,087,086	5,133,685	(2) 資 本 剰 余 金	7,387,616	7,387,616
機 械 装 置	70,318	72,225	(3) 利 益 剰 余 金	26,338,800	26,589,952
土 地	2,960,376	2,960,314	(4) 処分未済持分	△ 5,422	△ 8,907
リ ー ス 資 産	16,533	53,357	(5) 子会社の所有する親組合出資金	△ 200	△ 200
建 設 仮 勘 定	2,052	2,052	2. 評価・換算差額等	1,426,508	1,574,611
その他の有形固定資産	1,405,201	1,432,591	(1) その他有価証券評価差額金	△ 50,047	△ 107,457
減価償却累計額	△ 3,828,780	△ 3,913,078	(2) 土地再評価差額金	1,509,304	1,494,124
(2) 無形固定資産	16,291	14,967	(3) 退職給付に係る調整累計額	△ 32,748	187,943
6. 外部出資	19,696,574	23,036,664			
7. 繰延税金資産	341,762	281,578	純資産の部合計	36,725,926	37,103,882
資産の部合計	408,181,682	408,764,645	負債及び純資産の部合計	408,181,682	408,764,645

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	3,411,051	3,630,867	(9) その他事業収益	331,734	362,733
(1) 信用事業収益	2,770,300	2,980,366	(10) その他事業費用	90,400	81,389
資金運用収益	2,614,933	2,822,035	(うち貸倒引当金戻入益)	—	—
(うち預金利息)	1,182,299	1,530,987	その他事業総利益	241,333	281,344
(うち有価証券利息配当金)	14,696	19,488			
(うち貸出金利息)	1,400,516	1,271,558	2. 事業管理費	3,115,815	3,196,872
(うちその他受入利息)	17,420	0	(1) 人件費	2,392,871	2,480,359
役務取引等収益	70,417	81,016	(2) 業務費	164,506	168,940
その他事業直接収益	—	—	(3) 諸税負担金	133,593	138,541
その他経常収益	84,949	77,314	(4) 施設費	401,113	392,643
			(5) その他事業管理費	23,731	16,387
(2) 信用事業費用	478,402	556,236	事業利益	295,235	433,995
資金調達費用	38,823	244,117			
(うち貯金利息)	19,611	225,275	3. 事業外収益	321,453	59,513
(うち給付補填備金繰入)	454	351	(1) 受取雑利息	393	311
(うちその他支払利息)	18,757	18,490	(2) 受取出資配当金	272,670	34,095
役務取引等費用	21,575	22,520	(3) 賃貸料	15,844	15,860
その他事業直接費用	—	—	(4) 貸倒引当金戻入益	—	—
その他経常費用	418,004	289,598	(5) 雑収入	32,545	9,245
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 34,105	△ 168,265			
信用事業総利益	2,291,897	2,424,129	4. 事業外費用	12,363	12,706
(3) 共済事業収益	814,721	848,968	(1) 支払雑利息	7,304	7,175
共済付加収入	767,956	792,243	(2) 外部出資等損失引当金繰入	—	—
共済貸付金利息	—	—	(3) 賃貸施設に係る租税公課等	2,798	3,680
共済奨励金	15,021	16,432	(4) 寄付金	1,005	932
その他の収益	31,743	40,292	(5) 雑損失	1,254	918
(4) 共済事業費用	36,251	35,737	経常利益	604,326	480,801
共済借入金利息	—	—			
共済推進費	24,823	22,361	5. 特別利益	9,196	29
共済保全費	—	—	(1) 固定資産処分益	3,087	29
その他の費用	11,428	13,375	(2) 一般補助金	5,508	—
共済事業総利益	778,469	813,230	(3) その他の特別利益	—	—
(5) 購買事業収益	639,432	652,028	(4) 役員退職慰労引当金戻入	599	—
購買品供給高	613,890	626,396			
購買手数料	18,831	19,870	6. 特別損失	30,758	10,905
修理サービス料	1,299	1,128	(1) 固定資産処分損	9,400	463
その他の収益	5,411	4,632	(2) 固定資産圧縮損	5,508	—
(6) 購買事業費用	557,776	559,127	(3) 減損損失	15,849	10,441
購買品供給原価	552,880	554,517	(4) その他の特別損失	—	—
購買供給費	833	1,017			
その他の費用	4,062	3,593	税金等調整前当期利益	582,764	469,926
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—	法人税・住民税及び事業税	104,715	142,660
購買事業総利益	81,656	92,900	過年度法人税等追徴税額	—	—
(7) 販売事業収益	71,882	95,251	過年度法人税等還付税額	—	—
販売品販売高	53,132	62,900	法人税等調整額	48,790	△ 3,384
販売手数料	12,376	18,717			
その他の収益	6,373	13,633	法人税等合計	153,505	139,275
(8) 販売事業費用	54,188	75,989			
販売品販売原価	37,750	51,751	当期剰余金	429,259	330,650
その他の費用	16,438	24,238			
販売事業総利益	17,693	19,261			

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日		自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日	
1 事業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期利益	582,764		469,926	
減価償却費	204,126		211,178	
減損損失	15,849		10,441	
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 34,105		△ 168,265	
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,879		△ 3,275	
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 117,759		△ 52,051	
その他引当金等の増減額 (△は減少)	△ 28,741		11,000	
信用事業資金運用収益	△ 2,597,513		△ 2,822,035	
信用事業資金調達費用	20,065		244,468	
共済貸付金利息	—		—	
共済借入金利息	—		—	
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 273,063		△ 34,406	
支払雑利息	7,304		7,175	
有価証券関係損益 (△は益)	—		—	
固定資産売却損益 (△は益)	6,312		433	
(信用事業活動による資産及び負債の増減)				
貸出金の純増 (△) 減	△ 6,177,727		2,064,908	
預金の純増 (△) 減	8,200,000		8,000,000	
貯金の純増減 (△)	△ 3,125,595		841,579	
その他の信用事業資産の純増 (△) 減	△ 15,511		15,099	
その他の信用事業負債の純増減 (△)	88,185		△ 521,741	
(共済事業活動による資産及び負債の増減)				
共済貸付金の純増 (△) 減	—		—	
共済借入金の純増減 (△)	—		—	
共済資金の純増減 (△)	58,821		△ 67,792	
未経過共済付加収入の純増 (△) 減	△ 11,447		△ 8,154	
その他の共済事業資産の純増 (△) 減	△ 1,480		△ 80	
(経済事業活動による資産及び負債の増減)				
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	8,591		987	
経済受託債権の純増 (△) 減	—		—	
棚卸資産の純増 (△) 減	1,316		△ 4,098	
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	△ 2,118		11,546	
経済受託債務の純増減 (△)	3,010		△ 981	
その他経済事業資産の純増 (△) 減	△ 2		1	
その他経済事業負債の純増減 (△)	△ 267		△ 266	
(その他の資産及び負債の増減)				
その他の資産の純増 (△) 減	35,487		47,789	
その他の負債の純増減 (△)	35,337		△ 245	
未払消費税等の純増減 (△)	△ 2,469		—	
信用事業資金運用による収入	2,562,492		2,743,112	
信用事業資金調達による支出	△ 22,054		△ 172,148	
共済貸付金利息による収入	—		—	
共済借入金利息による支出	—		—	
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 56,195		△ 32,657	
小 計	△ 638,266		10,791,445	
雑利息及び出資配当金の受取額	273,063		34,406	
雑利息の支払額	△ 7,304		△ 7,175	
法人税等の支払額	△ 179,388		△ 55,868	
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 551,896		10,762,808	

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 497,805	△ 298,638
有価証券の売却による収入	1,994	3,494
有価証券の償還による収入	—	—
固定資産の取得による支出	△ 375,917	△ 249,139
固定資産の売却による収入	3,180	49
外部出資による支出	△ 40	△ 3,340,090
外部出資の売却等による収入	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 868,588	△ 3,884,324
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	83,983	48,734
出資の払戻しによる支出	△ 99,037	△ 66,546
持分の取得による支出	△ 2,288	119,963
持分の譲渡による収入	7,742	5,422
出資配当金の支払額	△ 47,272	△ 46,886
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 56,873	60,686
4 現金及び現金同等物の増加額(減少額)	△ 1,477,357	6,939,170
5 現金及び現金同等物の期首残高	11,987,279	10,509,921
6 現金及び現金同等物の期末残高	10,509,921	17,449,092

(8) 連結注記表

令和5年度	令和6年度
I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社は、クミアイ施設株式会社の1社です。 非連結子会社はありません。 2. 持分法の適用に関する事項 持分法を適用する関連会社及び非連結子会社はありません。 3. 連結される子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は、連結決算書と一致しています。 4. のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却は、5年で均等償却しています。 5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度に確定した利益処分に基づいて作成しています。 6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。 7. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 221,909百万円 定期性預金 △ 211,400百万円 現金及び現金同等物 10,509百万円	I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社は、クミアイ施設株式会社の1社です。 非連結子会社はありません。 2. 持分法の適用に関する事項 持分法を適用する関連会社及び非連結子会社はありません。 3. 連結される子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は、連結決算書と一致しています。 4. のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却は、5年で均等償却しています。 5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度に確定した利益処分に基づいて作成しています。 6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。 7. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 220,849百万円 定期性預金 △ 203,400百万円 現金及び現金同等物 17,449百万円
II 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法 (1)子会社株式：移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 ①時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (1)購買品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (2)販売品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) 3. 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産を除く)：定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 (2)無形固定資産(リース資産を除く)：定額法を採用しています。	II 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法 (1)子会社株式：移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 ①時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (1)購買品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (2)販売品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) 3. 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産を除く)：定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 (2)無形固定資産(リース資産を除く)：定額法を採用しています。

令和5年度	令和6年度
(3)リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています 4. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、支店および融資部融資課が資産査定を実施し、第二次査定部署である審査部審査課、企画部企画課が検証を行い、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 (2)賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理することとしています。	(3)リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています 4. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、支店および融資部融資課が資産査定を実施し、第二次査定部署である審査部審査課、企画部企画課が検証を行い、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 (2)賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理することとしています。

令和5年度	令和6年度
(4)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。 5. 収益及び費用の計上基準 収益認識関連 当組合の利用者との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 (1)購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (2)販売事業 組合員が生産した農産物等を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (3)利用事業 農業用機器の貸出や農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設等の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (4)資産管理事業 組合員の依頼に基づき行う宅地等の売買及び賃貸借等の仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、契約当事者間において宅地等の売買及び賃貸借等が完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続 (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。	(4)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。 5. 収益及び費用の計上基準 収益認識関連 当組合の利用者との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 (1)購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (2)販売事業 組合員が生産した農産物等を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (3)利用事業 農業用機器の貸出や農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設等の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (4)資産管理事業 組合員の依頼に基づき行う宅地等の売買及び賃貸借等の仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、契約当事者間において宅地等の売買及び賃貸借等が完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続 (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

令和5年度	令和6年度
なお、各事業間との取引で計上される内部取引の金額に重要性はありません。 Ⅲ 会計上の見積りに関する注記 1. 固定資産の減損 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 15,849千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 Ⅳ 貸借対照表に関する注記 1. 資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は211,945千円であり、その内訳は、次のとおりです。 建物附属設備 5,508千円 機械装置 3,033千円 土地 201,685千円 その他の有形固定資産 1,717円 2. 担保に供している資産 農林中央金庫に定期預金9,500,000千円と、松戸市水道事業収納事務取扱に現金500千円と、松戸市下水道事業収納事務取扱に現金500千円があり、営業保証金として現金2,400千円があります。 3. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務 子会社に対する金銭債権の総額 一千円 子会社に対する金銭債務の総額 254,429千円 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額は1,242,116千円です。 5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)～(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は47,356千円、危険債権額は1,033,864千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、	なお、各事業間との取引で計上される内部取引の金額に重要性はありません。 Ⅲ 会計上の見積りに関する注記 1. 固定資産の減損 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 10,441千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 Ⅳ 貸借対照表に関する注記 1. 資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は211,795千円であり、その内訳は、次のとおりです。 建物 5,508千円 機械装置 3,033千円 土地 201,685千円 その他の有形固定資産 1,567円 2. 担保に供している資産 農林中央金庫に定期預金9,500,000千円と、松戸市水道事業収納事務取扱に現金500千円と、松戸市下水道事業収納事務取扱に現金500千円があり、営業保証金として現金2,100千円があります。 3. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務 子会社に対する金銭債権の総額 一千円 子会社に対する金銭債務の総額 265,758千円 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額は1,181,697千円です。 5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)～(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は38,796千円、危険債権額は624,409千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、

令和5年度	令和6年度																								
契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,081,220千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 (1)再評価を行った年月日 平成11年12月31日 (流山地区 平成11年 3月31日) (2)再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 248,151千円 (3)同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。 V 損益計算書に関する注記 1. 子会社との取引高の総額 <table> <tr> <td>(1)子会社との取引による収益総額</td><td>3,061千円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引高</td><td>一千円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td><td>3,061千円</td></tr> <tr> <td>(2)子会社との取引による費用総額</td><td>6千円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引高</td><td>6千円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td><td>一千円</td></tr> </table> 2. 減損損失に関する注記 (1)資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位と	(1)子会社との取引による収益総額	3,061千円	うち事業取引高	一千円	うち事業取引以外の取引高	3,061千円	(2)子会社との取引による費用総額	6千円	うち事業取引高	6千円	うち事業取引以外の取引高	一千円	契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権の合計額は663,206千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 (1)再評価を行った年月日 平成11年12月31日 (流山地区 平成11年 3月31日) (2)再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 248,151千円 (3)同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。 V 損益計算書に関する注記 1. 子会社との取引高の総額 <table> <tr> <td>(1)子会社との取引による収益総額</td><td>4,296千円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引高</td><td>一千円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td><td>4,296千円</td></tr> <tr> <td>(2)子会社との取引による費用総額</td><td>86千円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引高</td><td>86千円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td><td>一千円</td></tr> </table> 2. 減損損失に関する注記 (1)資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位と	(1)子会社との取引による収益総額	4,296千円	うち事業取引高	一千円	うち事業取引以外の取引高	4,296千円	(2)子会社との取引による費用総額	86千円	うち事業取引高	86千円	うち事業取引以外の取引高	一千円
(1)子会社との取引による収益総額	3,061千円																								
うち事業取引高	一千円																								
うち事業取引以外の取引高	3,061千円																								
(2)子会社との取引による費用総額	6千円																								
うち事業取引高	6千円																								
うち事業取引以外の取引高	一千円																								
(1)子会社との取引による収益総額	4,296千円																								
うち事業取引高	一千円																								
うち事業取引以外の取引高	4,296千円																								
(2)子会社との取引による費用総額	86千円																								
うち事業取引高	86千円																								
うち事業取引以外の取引高	一千円																								

令和5年度				令和6年度			
しています。				しています。			
また、独立したキャッシュ・フローを生み出せず他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本店、および組合員の営農・生活関連施設であってそれ自体でのキャッシュ・フローによる投資額の回収を意図したものでない経済センターについては共用資産と認識しました。				また、独立したキャッシュ・フローを生み出せず他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本店、および組合員の営農・生活関連施設であってそれ自体でのキャッシュ・フローによる投資額の回収を意図したものでない経済センターについては共用資産と認識しました。			
当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。				当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。			
場 所		用 途	種 類	場 所		用 途	種 類
鎌 ケ 谷 支 店		営業店舗	建 物 機 械 装 置 その他の有形固定資産	鎌 ケ 谷 支 店		営業店舗	建 物 その他の有形固定資産
神 奈 川 県 真 鶴 町		賃 貸	土 地	神 奈 川 県 真 鶴 町		賃 貸	土 地
			業務外固定資産				業務外固定資産
(2)減損損失の認識に至った経緯				(2)減損損失の認識に至った経緯			
場 所		内 容		場 所		内 容	
鎌 ケ 谷 支 店		鎌ケ谷支店の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。		鎌 ケ 谷 支 店		鎌ケ谷支店の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。	
神 奈 川 県 真 鶴 町		将来使用見込みの無い賃貸資産であり、売却について検討中であるため減損の兆候に該当します。回収可能価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。		神 奈 川 県 真 鶴 町		将来使用見込みの無い賃貸資産であり、売却について検討中であるため減損の兆候に該当します。回収可能価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。	
(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳				(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳			
場 所		減 損 損 失 額		場 所		減 損 損 失 額	
鎌 ケ 谷 支 店		建 物	12,499千円	鎌 ケ 谷 支 店		建 物	4,487千円
		機 械 装 置	105千円			その他の有形固定資産	5,891千円
		その他の有形固定資産	3,040千円			小 計	10,379千円
		小 計	15,645千円	神 奈 川 県 真 鶴 町		土 地	62千円
神 奈 川 県 真 鶴 町		土 地	203千円	合 計			10,441千円
合 計			15,849千円				
(4)回収可能価額の算定方法				(4)回収可能価額の算定方法			
場 所		内 容		場 所		内 容	
鎌 ケ 谷 支 店		回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。		鎌 ケ 谷 支 店		回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。	
神 奈 川 県 真 鶴 町		回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。		神 奈 川 県 真 鶴 町		回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。	
Ⅵ 金融商品に関する注記				Ⅵ 金融商品に関する注記			
1. 金融商品の状況に関する事項				1. 金融商品の状況に関する事項			
(1)金融商品に対する取組方針				(1)金融商品に対する取組方針			
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。				当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や社債などの債券等の有価証券による運用を行っています。			
(2)金融商品の内容及びそのリスク				(2)金融商品の内容及びそのリスク			
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。				当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。			
また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(そ				また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(そ			

令和5年度	令和6年度
の他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 (3)金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し、融資部融資課及び各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ② 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が297,456千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の	の他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 (3)金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し、融資部融資課及び各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ② 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が17,555千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の

令和5年度	令和6年度																																																																																
相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。 ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。 (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 2. 金融商品の時価等に関する事項 (1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。	相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。 ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。 (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 2. 金融商品の時価等に関する事項 (1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。																																																																																
(単位：千円)	(単位：千円)																																																																																
<table><tr><th></th><th>貸借対照表 計上額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><td>預 金</td><td>220,632,466</td><td>220,513,585</td><td>△ 118,881</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他有価証券</td><td>2,139,260</td><td>2,139,260</td><td>—</td></tr><tr><td>貸 出 金</td><td>157,903,309</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金(*1)</td><td>△ 311,238</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金控除後</td><td>157,592,070</td><td>158,630,747</td><td>1,038,677</td></tr><tr><td>資産計</td><td>380,363,797</td><td>381,283,592</td><td>919,795</td></tr><tr><td>貯 金</td><td>365,002,348</td><td>364,723,504</td><td>△ 278,844</td></tr><tr><td>負債計</td><td>365,002,348</td><td>364,723,504</td><td>△ 278,844</td></tr></table>		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	預 金	220,632,466	220,513,585	△ 118,881	有価証券				その他有価証券	2,139,260	2,139,260	—	貸 出 金	157,903,309			貸倒引当金(*1)	△ 311,238			貸倒引当金控除後	157,592,070	158,630,747	1,038,677	資産計	380,363,797	381,283,592	919,795	貯 金	365,002,348	364,723,504	△ 278,844	負債計	365,002,348	364,723,504	△ 278,844	<table><tr><th></th><th>貸借対照表 計上額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><td>預 金</td><td>219,218,733</td><td>218,760,430</td><td>△ 458,302</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他有価証券</td><td>2,353,550</td><td>2,353,550</td><td>—</td></tr><tr><td>貸 出 金</td><td>155,838,400</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金(*1)</td><td>△ 142,973</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金控除後</td><td>155,695,427</td><td>155,584,305</td><td>△ 111,121</td></tr><tr><td>資産計</td><td>377,267,710</td><td>376,698,286</td><td>△ 569,424</td></tr><tr><td>貯 金</td><td>365,843,927</td><td>365,578,168</td><td>△ 265,758</td></tr><tr><td>負債計</td><td>365,843,927</td><td>365,578,168</td><td>△ 265,758</td></tr></table>		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	預 金	219,218,733	218,760,430	△ 458,302	有価証券				その他有価証券	2,353,550	2,353,550	—	貸 出 金	155,838,400			貸倒引当金(*1)	△ 142,973			貸倒引当金控除後	155,695,427	155,584,305	△ 111,121	資産計	377,267,710	376,698,286	△ 569,424	貯 金	365,843,927	365,578,168	△ 265,758	負債計	365,843,927	365,578,168	△ 265,758
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額																																																																														
預 金	220,632,466	220,513,585	△ 118,881																																																																														
有価証券																																																																																	
その他有価証券	2,139,260	2,139,260	—																																																																														
貸 出 金	157,903,309																																																																																
貸倒引当金(*1)	△ 311,238																																																																																
貸倒引当金控除後	157,592,070	158,630,747	1,038,677																																																																														
資産計	380,363,797	381,283,592	919,795																																																																														
貯 金	365,002,348	364,723,504	△ 278,844																																																																														
負債計	365,002,348	364,723,504	△ 278,844																																																																														
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額																																																																														
預 金	219,218,733	218,760,430	△ 458,302																																																																														
有価証券																																																																																	
その他有価証券	2,353,550	2,353,550	—																																																																														
貸 出 金	155,838,400																																																																																
貸倒引当金(*1)	△ 142,973																																																																																
貸倒引当金控除後	155,695,427	155,584,305	△ 111,121																																																																														
資産計	377,267,710	376,698,286	△ 569,424																																																																														
貯 金	365,843,927	365,578,168	△ 265,758																																																																														
負債計	365,843,927	365,578,168	△ 265,758																																																																														
(*)1 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 (2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資産】 ① 預金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下O I Sという。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ② 有価証券 有価証券のうち、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格	(*)1 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 (2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資産】 ① 預金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下O I Sという。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ② 有価証券 有価証券のうち、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格																																																																																

令和5年度	令和6年度																																																																						
が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。 ③ 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 【負債】 ① 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 (3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。	が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。 ③ 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 【負債】 ① 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 (3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。																																																																						
(単位：千円) <table><tr><th>区 分</th><th>貸借対照表計上額</th></tr><tr><td>外部出資</td><td>19,696,574</td></tr><tr><td>合 計</td><td>19,696,574</td></tr></table>	区 分	貸借対照表計上額	外部出資	19,696,574	合 計	19,696,574	(単位：千円) <table><tr><th>区 分</th><th>貸借対照表計上額</th></tr><tr><td>外部出資</td><td>23,036,664</td></tr><tr><td>合 計</td><td>23,036,664</td></tr></table>	区 分	貸借対照表計上額	外部出資	23,036,664	合 計	23,036,664																																																										
区 分	貸借対照表計上額																																																																						
外部出資	19,696,574																																																																						
合 計	19,696,574																																																																						
区 分	貸借対照表計上額																																																																						
外部出資	23,036,664																																																																						
合 計	23,036,664																																																																						
(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円) <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>預 金</td><td>220,632,466</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2,200,000</td></tr><tr><td>貸出金 (*1,2)</td><td>1,040,917</td><td>8,527,745</td><td>9,960,232</td><td>7,867,194</td><td>7,374,724</td><td>122,277,861</td></tr><tr><td>合 計</td><td>221,673,383</td><td>8,527,745</td><td>9,960,232</td><td>7,867,194</td><td>7,374,724</td><td>124,477,861</td></tr></table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預 金	220,632,466	—	—	—	—	—	有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	2,200,000	貸出金 (*1,2)	1,040,917	8,527,745	9,960,232	7,867,194	7,374,724	122,277,861	合 計	221,673,383	8,527,745	9,960,232	7,867,194	7,374,724	124,477,861	(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円) <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>預 金</td><td>219,218,733</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>500,000</td><td>2,000,000</td></tr><tr><td>貸出金 (*1,2)</td><td>4,570,708</td><td>9,895,068</td><td>8,132,783</td><td>7,529,004</td><td>7,351,799</td><td>117,830,086</td></tr><tr><td>合 計</td><td>223,789,441</td><td>9,895,068</td><td>8,132,783</td><td>7,529,004</td><td>7,851,799</td><td>119,830,086</td></tr></table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預 金	219,218,733	—	—	—	—	—	有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	500,000	2,000,000	貸出金 (*1,2)	4,570,708	9,895,068	8,132,783	7,529,004	7,351,799	117,830,086	合 計	223,789,441	9,895,068	8,132,783	7,529,004	7,851,799	119,830,086
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																	
預 金	220,632,466	—	—	—	—	—																																																																	
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	2,200,000																																																																	
貸出金 (*1,2)	1,040,917	8,527,745	9,960,232	7,867,194	7,374,724	122,277,861																																																																	
合 計	221,673,383	8,527,745	9,960,232	7,867,194	7,374,724	124,477,861																																																																	
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																	
預 金	219,218,733	—	—	—	—	—																																																																	
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	500,000	2,000,000																																																																	
貸出金 (*1,2)	4,570,708	9,895,068	8,132,783	7,529,004	7,351,799	117,830,086																																																																	
合 計	223,789,441	9,895,068	8,132,783	7,529,004	7,851,799	119,830,086																																																																	
(※1) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越151,572千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。 (※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等854,634千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。	(※1) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越147,549千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。 (※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等528,949千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。																																																																						

令和5年度

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	336,027,224	15,230,049	11,212,644	812,156	1,271,581	448,692
合 計	336,027,224	15,230,049	11,212,644	812,156	1,271,581	448,692

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券			
	国 債	505,100	497,805	7,294
	社 債	—	—	—
	小 計	505,100	497,805	7,294
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券			
	国 債	—	—	—
	社 債	1,634,160	1,710,638	△ 76,478
	小 計	1,634,160	1,710,638	△ 76,478
合 計		2,139,260	2,208,443	△ 69,183

(*) なお、上記の差額に繰延税金資産19,136千円を加えた額△50,047千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

3. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

Ⅷ 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務 2,419,392 千円

勤務費用 133,790 千円

利息費用 — 千円

数理計算上の差異の発生額 19,913 千円

退職給付の支払額 △ 173,750 千円

期末における退職給付債務 2,399,346 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産 1,441,346 千円

期待運用収益 10,309 千円

数理計算上の差異の発生額 △ 152 千円

退職共済制度への拠出金 87,651 千円

退職給付の支払額 △ 99,415 千円

期末における年金資産 1,439,739 千円

令和6年度

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	335,587,321	9,859,858	16,730,615	1,116,310	2,181,100	634,479
合 計	335,587,321	9,859,858	16,730,615	1,116,310	2,181,100	634,479

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券			
	国 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	小 計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券			
	国 債	763,880	794,944	△ 31,064
	社 債	1,589,670	1,708,643	△ 118,973
	小 計	2,353,550	2,503,587	△ 150,037
合 計		2,353,550	2,503,587	△ 150,037

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

3. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

Ⅷ 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務 2,399,346 千円

勤務費用 130,880 千円

利息費用 — 千円

数理計算上の差異の発生額 △ 290,043 千円

退職給付の支払額 △ 230,995 千円

期末における退職給付債務 2,009,187 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産 1,439,739 千円

期待運用収益 11,031 千円

数理計算上の差異の発生額 9,112 千円

退職共済制度への拠出金 87,300 千円

退職給付の支払額 △ 137,862 千円

期末における年金資産 1,409,320 千円

令和5年度	令和6年度																																																																		
(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>2,399,346 千円</td></tr> <tr> <td>特定退職金共済制度</td><td>△ 1,439,739 千円</td></tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td><td>959,606 千円</td></tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td><td>△ 45,270 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表計上額純額</td><td>914,336 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>914,336 千円</td></tr> </table> (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>133,790 千円</td></tr> <tr> <td>期待運用収益</td><td>△ 10,309 千円</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>△ 79,254 千円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>44,226 千円</td></tr> </table> (注) 特定退職共済制度への拠出金 87,651 千円は、「福利厚生費」で処理しています。 (6) 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 <table> <tr> <td>債券</td><td>63 %</td></tr> <tr> <td>年金保険投資</td><td>28 %</td></tr> <tr> <td>現金及び預金</td><td>4 %</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>5 %</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>100 %</td></tr> </table> (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。 (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 <table> <tr> <td>割引率</td><td>0.00 %</td></tr> <tr> <td>長期期待運用収益率</td><td>0.71 %</td></tr> </table> 2. 特例業務負担金の将来見込額 人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金27,609千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、217,468千円となっています。	退職給付債務	2,399,346 千円	特定退職金共済制度	△ 1,439,739 千円	未積立退職給付債務	959,606 千円	未認識数理計算上の差異	△ 45,270 千円	貸借対照表計上額純額	914,336 千円	退職給付引当金	914,336 千円	勤務費用	133,790 千円	期待運用収益	△ 10,309 千円	数理計算上の差異の費用処理額	△ 79,254 千円	合 計	44,226 千円	債券	63 %	年金保険投資	28 %	現金及び預金	4 %	その他	5 %	合 計	100 %	割引率	0.00 %	長期期待運用収益率	0.71 %	(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>2,009,187 千円</td></tr> <tr> <td>特定退職金共済制度</td><td>△ 1,409,320 千円</td></tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td><td>599,867 千円</td></tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td><td>262,417 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表計上額純額</td><td>862,285 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>862,285 千円</td></tr> </table> (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>130,880 千円</td></tr> <tr> <td>期待運用収益</td><td>△ 11,031 千円</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>8,532 千円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>128,381 千円</td></tr> </table> (6) 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 <table> <tr> <td>債券</td><td>72 %</td></tr> <tr> <td>年金保険投資</td><td>25 %</td></tr> <tr> <td>現金及び預金</td><td>3 %</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>100 %</td></tr> </table> (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。 (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 <table> <tr> <td>割引率</td><td>1.50 %</td></tr> <tr> <td>長期期待運用収益率</td><td>0.76 %</td></tr> </table> 2. 特例業務負担金の将来見込額 人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金27,540千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、196,772千円となっています。	退職給付債務	2,009,187 千円	特定退職金共済制度	△ 1,409,320 千円	未積立退職給付債務	599,867 千円	未認識数理計算上の差異	262,417 千円	貸借対照表計上額純額	862,285 千円	退職給付引当金	862,285 千円	勤務費用	130,880 千円	期待運用収益	△ 11,031 千円	数理計算上の差異の費用処理額	8,532 千円	合 計	128,381 千円	債券	72 %	年金保険投資	25 %	現金及び預金	3 %	合 計	100 %	割引率	1.50 %	長期期待運用収益率	0.76 %
退職給付債務	2,399,346 千円																																																																		
特定退職金共済制度	△ 1,439,739 千円																																																																		
未積立退職給付債務	959,606 千円																																																																		
未認識数理計算上の差異	△ 45,270 千円																																																																		
貸借対照表計上額純額	914,336 千円																																																																		
退職給付引当金	914,336 千円																																																																		
勤務費用	133,790 千円																																																																		
期待運用収益	△ 10,309 千円																																																																		
数理計算上の差異の費用処理額	△ 79,254 千円																																																																		
合 計	44,226 千円																																																																		
債券	63 %																																																																		
年金保険投資	28 %																																																																		
現金及び預金	4 %																																																																		
その他	5 %																																																																		
合 計	100 %																																																																		
割引率	0.00 %																																																																		
長期期待運用収益率	0.71 %																																																																		
退職給付債務	2,009,187 千円																																																																		
特定退職金共済制度	△ 1,409,320 千円																																																																		
未積立退職給付債務	599,867 千円																																																																		
未認識数理計算上の差異	262,417 千円																																																																		
貸借対照表計上額純額	862,285 千円																																																																		
退職給付引当金	862,285 千円																																																																		
勤務費用	130,880 千円																																																																		
期待運用収益	△ 11,031 千円																																																																		
数理計算上の差異の費用処理額	8,532 千円																																																																		
合 計	128,381 千円																																																																		
債券	72 %																																																																		
年金保険投資	25 %																																																																		
現金及び預金	3 %																																																																		
合 計	100 %																																																																		
割引率	1.50 %																																																																		
長期期待運用収益率	0.76 %																																																																		
Ⅸ 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 (単位：千円) <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>8,251</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>265,427</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>32,602</td></tr> <tr> <td>減損損失(土地)</td><td>52,370</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>34,715</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>5,312</td></tr> <tr> <td>資産除去債務</td><td>5,970</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>5,942</td></tr> </table>	繰延税金資産		役員退職慰労引当金	8,251	退職給付引当金	265,427	減損損失	32,602	減損損失(土地)	52,370	賞与引当金	34,715	未払費用	5,312	資産除去債務	5,970	未払事業税	5,942	Ⅸ 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 (単位：千円) <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>11,592</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>169,869</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>34,107</td></tr> <tr> <td>減損損失(土地)</td><td>53,733</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>33,809</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>5,178</td></tr> <tr> <td>資産除去債務</td><td>6,126</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>8,308</td></tr> </table>	繰延税金資産		役員退職慰労引当金	11,592	退職給付引当金	169,869	減損損失	34,107	減損損失(土地)	53,733	賞与引当金	33,809	未払費用	5,178	資産除去債務	6,126	未払事業税	8,308																														
繰延税金資産																																																																			
役員退職慰労引当金	8,251																																																																		
退職給付引当金	265,427																																																																		
減損損失	32,602																																																																		
減損損失(土地)	52,370																																																																		
賞与引当金	34,715																																																																		
未払費用	5,312																																																																		
資産除去債務	5,970																																																																		
未払事業税	5,942																																																																		
繰延税金資産																																																																			
役員退職慰労引当金	11,592																																																																		
退職給付引当金	169,869																																																																		
減損損失	34,107																																																																		
減損損失(土地)	53,733																																																																		
賞与引当金	33,809																																																																		
未払費用	5,178																																																																		
資産除去債務	6,126																																																																		
未払事業税	8,308																																																																		

令和5年度		令和6年度	
その他有価証券評価差額金	19,136	その他有価証券評価差額金	42,580
その他	1,361	その他	2,470
繰延税金資産小計	431,088	繰延税金資産小計	367,775
評価性引当金	△ 89,460	評価性引当金	△ 86,196
繰延税金資産合計(A)	341,628	繰延税金資産合計(A)	281,578
繰延税金負債		繰延税金負債	
繰延税金負債合計(B)	—	繰延税金負債合計(B)	—
繰延税金資産の純額(A)+(B)	341,628	繰延税金資産の純額(A)+(B)	281,578
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。		2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。	
3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額 「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は7,123千円増加し、その他有価証券評価差額金は1,080千円減少し、法人税等調整額は6,308千円減少しています。また、再評価に係る繰延税金負債は15,135千円増加し、土地再評価差額は同額減少しています。		3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額 「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は7,123千円増加し、その他有価証券評価差額金は1,080千円減少し、法人税等調整額は6,308千円減少しています。また、再評価に係る繰延税金負債は15,135千円増加し、土地再評価差額は同額減少しています。	
X 収益認識に関する注記			
「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。			
XI その他の注記			
1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記			
(1)オペレーティング・リース取引			
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。			
(単位：千円)			
1年以内	1年超	合計	
15,454	110,921	126,376	
2. 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記			
(1)貸借対照表に計上している資産除去債務			
1. 当該資産除去債務の概要			
当事業年度において、当組合の一部に使用・保管されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。			
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法			
資産除去債務の見積りにあたり、支出までの期間が見込めないことから当該資産の撤去・処分費用を合理的に見積り、その金額を資産除去債務としています。			

その他有価証券評価差額金	42,580	
その他	2,470	
繰延税金資産小計	367,775	
評価性引当金	△ 86,196	
繰延税金資産合計(A)	281,578	
繰延税金負債		
繰延税金負債合計(B)	—	
繰延税金資産の純額(A)+(B)	281,578	
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。		
3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額 「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は7,123千円増加し、その他有価証券評価差額金は1,080千円減少し、法人税等調整額は6,308千円減少しています。また、再評価に係る繰延税金負債は15,135千円増加し、土地再評価差額は同額減少しています。		
X 収益認識に関する注記		
「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。		
XI その他の注記		
1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記		
(1)オペレーティング・リース取引		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。		
(単位：千円)		
1年以内	1年超	合計
15,454	95,466	110,921
2. 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記		
(1)貸借対照表に計上している資産除去債務		
1. 当該資産除去債務の概要		
当事業年度において、当組合の一部に使用・保管されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。		
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法		
資産除去債務の見積りにあたり、支出までの期間が見込めないことから当該資産の撤去・処分費用を合理的に見積り、その金額を資産除去債務としています。		

令和5年度	令和6年度
3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減 当事業年度における資産除去債務の増減はありません。 期末残高 21,586 千円 (2) 貸借対照表に計上していない資産除去債務 当組合は、松戸南支店、松戸西支店、鎌ヶ谷支店、流山経済センターに関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該店舗は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転を行う予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。	3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減 当事業年度における資産除去債務の増減はありません。 期末残高 21,586 千円 (2) 貸借対照表に計上していない資産除去債務 当組合は、松戸南支店、松戸西支店、鎌ヶ谷支店、流山経済センターに関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該店舗は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転を行う予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(資 本 剰 余 金 の 部)		
1 資 本 剰 余 金 期 首 残 高	7,387,616	7,387,616
2 資 本 剰 余 金 増 加 高	—	—
3 資 本 剰 余 金 減 少 高	—	—
4 資 本 剰 余 金 期 末 残 高	7,387,616	7,387,616
(利 益 剰 余 金 の 部)		
1 利 益 剰 余 金 期 首 残 高	26,012,862	26,338,800
2 利 益 剰 余 金 増 加 高	429,406	330,695
当 期 剰 余 金	429,259	330,650
土地再評価差額金取崩額	147	45
3 利 益 剰 余 金 減 少 高	103,467	79,544
配 当 金	103,467	79,544
4 利 益 剰 余 金 期 末 残 高	26,338,800	26,589,952

(10) 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額		
			担 保 ・ 保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5 年 度	47	47	0	47
	6 年 度	38	38	0	38
危 険 債 権	5 年 度	1,033	699	303	1,002
	6 年 度	624	467	136	603
要 管 理 債 権	5 年 度	0	0	0	0
	6 年 度	0	0	0	0
	三月以上延滞債権	5 年 度	—	—	—
		6 年 度	—	—	—
	貸出条件緩和債権	5 年 度	0	0	0
		6 年 度	0	0	0
小 計	5 年 度	1,081	746	303	1,049
	6 年 度	663	506	136	642
正 常 債 権	5 年 度	156,878			
	6 年 度	155,237			
合 計	5 年 度	157,959			
	6 年 度	155,900			

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
信 用 事 業	事 業 収 益	2,770	2,980
	経 常 利 益	712	686
	資 産 の 額	381,878	379,199
共 済 事 業	事 業 収 益	814	848
	経 常 利 益	299	265
	資 産 の 額	3	3
農 業 関 連 事 業	事 業 収 益	642	659
	経 常 利 益	△ 331	△ 409
	資 産 の 額	189	192
そ の 他 事 業	事 業 収 益	△ 816	450
	経 常 利 益	△ 76	△ 62
	資 産 の 額	26,109	29,368
計	事 業 収 益	4,599	4,939
	経 常 利 益	595	480
	資 産 の 額	408,181	408,764

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和 7 年 3 月末における連結自己資本比率は、19.78%となりました。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	とうかつ中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,560百万円（前年度1,578百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組合員資本の額	35,451	35,219
うち、出資金及び資本剰余金の額	8,948	8,966
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	26,589	26,338
うち、外部流出予定額 (△)	77	79
うち、上記以外に該当するものの額	△ 8	△ 5
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後被支配株主持ち分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6	7
うち、一般貸倒引当コア資本算入額	6	7
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	35,457	35,227
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	10	11
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	10	11
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	10	11
自 己 資 本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	35,446	35,216
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	174,207	176,373
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,929	7,277
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	179,137	183,651
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	19.78%	19.17%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する I L Mについては、当期末は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和5年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	現金	1,277	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	497	—	—
	外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	9,377	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	1,996	399	15
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	220,751	44,150	1,766
	法人等向け	1,145	730	29
	中小企業等向け及び個人向け	20,354	5,764	230
	抵当権付住宅ローン	70,096	23,078	923
	不動産取得等事業向け	22,165	21,605	864
	三月以上延滞等	871	664	26
	取立未済手形	51	10	0
	信用保証協会等による保証付	21,312	2,122	84
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	320	320	12
	（うち出資等のエクスポージャー）	320	320	12
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	上記以外	36,224	77,527	3,101
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	903	2,258	90
	（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	27,069	67,673	2,706
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	329	823	32
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る五％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	7,922	6,771	270
	証券化	—	—	—
	（うちS T C 要件適用分）	—	—	—
	（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	（うちルックスルー方式）	—	—	—
	（うちマンドート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式250％）	—	—	—
	（うち蓋然性方式400％）	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		2,181	87
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）		—	—
	証券化エクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）		—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	406,442	176,373	7,054

CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額	406,442	176,373	7,054
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	7,277		291
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	183,651		7,346

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	1,630	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	795	—	—
	外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	8,905	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	1,747	349	13
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	219,409	43,881	1,755
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	809	404	16
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	3,933	1,558	62
	（うちトランザクター向け）	2	1	0
	不動産関連向け	115,966	50,768	2,030
	（うち自己居住用不動産等向け）	28,395	8,082	323
	（うち賃貸用不動産向け）	64,267	24,533	981
	（うち事業用不動産関連向け）	23,303	18,152	726
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—

劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	619	499	19
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	42	8	0
取立未済手形	31	6	0
信用保証協会等による保証付	20,483	2,040	81
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	320	320	12
共済約款貸付	—	—	—
上記以外	32,233	74,369	2,974
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	903	2,258	90
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	26,934	67,336	2,693
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	252	632	25
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	4,143	4,143	165
証券化	—	—	—
（うちS T C要件適用分）	—	—	—
（うち短期S T C要件適用分）	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—
（うちS T C・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250％）	—	—	—
（うち蓋然性方式400％）	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	406,927	174,207	6,968
CVAリスク相当額÷8％	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	406,927	174,207	6,968
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4％
	4,929		197
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4％
	179,137		7,165

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

（単位：百万円）

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8％で除して得た額	4,929
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額	197
B I	3,286
B I C	394

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA 以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JA の信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

(注) 単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

			令和5年度				令和6年度			
			信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち貸出金等		三月以上延滞 エクスポ ージャー	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち貸出金等		延滞エク スポージャー
				うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券	
法人	農 業		—	—	—	—	52	52	—	—
	林 業		—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業		—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業		—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業		—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業		4,231	4,231	—	—	4,679	4,679	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業		811	—	811	—	809	—	809	—
	運輸・通信業		—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業		229,399	7,693	903	—	224,562	4,218	903	—
	卸売・小売・飲食・サービス業		110	110	—	—	101	101	—	—
	日本国政府・地方公共団体		9,875	9,377	497	—	9,700	8,905	795	—
	上記以外		19,898	201	—	—	23,231	195	—	—
	個人		136,360	136,360	—	871	137,763	137,763	—	661
その他			5,755	—	—	—	6,026	—	—	—
業 種 別 残 高 計			406,442	157,974	2,213	871	406,927	155,914	2,508	661
残存期間別	1 年 以 下		217,112	477	—	—	219,735	452	—	—
	1 年 超 3 年 以 下		4,130	4,130	—	—	3,799	3,799	—	—
	3 年 超 5 年 以 下		2,527	2,527	—	—	2,631	2,121	509	—
	5 年 超 7 年 以 下		3,514	3,002	511	—	3,637	3,337	300	—
	7 年 超 10 年 以 下		10,451	9,653	798	—	10,906	10,111	795	—
	10 年 超		138,041	137,137	903	—	136,259	135,356	903	—
	期限の定めのないもの		30,664	1,044	—	—	29,957	736	—	—
	残存期間別残高計		406,442	157,974	2,213	—	406,927	155,914	2,508	—

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
5. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	10	7	—	10	7	7	6	—	7	6
個別貸倒引当金	335	303	—	335	303	303	136	—	303	136
合 計	345	311	—	345	311	311	142	—	311	142

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和5年度						令和6年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		335	303	—	335	303	—	303	136	—	303	136	—
業 種 別 計		335	303	—	335	303	—	303	136	—	303	136	—

(注) 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑥ 信用リスクアセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度						リスク・ウェイト の加重 平均値 (%)
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後				
		オン・バ ランス 資産項目	オフ・バ ランス 資産項目	オン・バ ランス 資産項目	オフ・バ ランス 資産項目	信用リスク・ア セットの額		
		—	A	B	C	D	E	
1. 現金	0	1,630		1,630		0	0	
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	795		795		0	0	
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150							
4. 国際決済銀行等向け	0							
5. 我が国の地方公共団体向け	0	8,905		8,905		0	0	
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150							
7. 国際開発銀行向け	0～150							
8. 地方公共団体金融機構向け	10～20							
9. 我が国の政府関係機関向け	10～20							
10. 地方三公社向け	20	1,747		1,747		349	20	
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	20～150	219,409		219,409		43,881	20	
（うち第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け）	20～150							
12. カバード・ボンド向け	10～100							
13. 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	809		809		404	50	
（うち特定貸付債権向け）	20～150							

14.	中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	45～100 45	3,929	42 22	3,807	4 2	1,558 1	41 50
15.	不動産関連向け (うち自己居住用不動産等向け) (うち賃貸用不動産向け) (うち事業用不動産関連向け) (うちその他不動産関連向け) (うちA D C向け)	20～150 20～75 30～150 70～150 60 100～150	115,966 28,395 64,267 23,303		113,524 28,208 62,706 22,609		50,768 8,082 24,533 18,152	45 29 39 80
16.	劣後債権及びその他資本性証券等	150						
17.	延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	482		430		499	116
18.	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	42		42		8	19
19.	取立未済手形	20	31		31		6	19
20.	信用保証協会等による保証付	0～10	20,483		20,400		2,040	10
21.	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
22.	株式等	250～400	320		320		320	100
23.	共済約款貸付	0						
24.	上記以外 (うち重要な出資のエクスポージャー) (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) (うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー) (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー) (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー) (うち右記以外のエクスポージャー)	100～1250 1250 250～400 250 250 250 150 100	32,233 903 26,934 252	0	32,233 903 26,934 252	0	74,369 2,258 67,336 632	231 250 250 251
25.	証券化 (うちS T C要件適用分) (うち非S T C要件適用分)	— — —						
26.	再証券化	—						
27.	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—						
28.	未決済取引	—						
29.	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—						
合計(信用リスク・アセットの額)		—					174,207	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑦ ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

令和6年度													
	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）												
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	795										0		795
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		合計
我が国の地方公共団体向け	8,905										0		8,905
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け													
我が国の政府関係機関向け													
地方三公社向け			1,747								0		1,747
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		合計
国際開発銀行向け													
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	219,409										0		219,409
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）													
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		合計
カバード・ボンド向け													
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		合計
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。） （うち特定貸付債権向け）			809										809
	100%		150%		250%		400%		その他		合計		
劣後債権及びその他資本性証券等株式等											320		320
											0		0
	45%		75%		100%		その他		合計				
中堅中小企業等向け及び個人向け （うちトランザクター向け）	2		649		329		2,831		3,811		2		
	2						0		2				
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け （うち自己居住用不動産等向け）	525				1,583						3,998	22,102	28,208
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け （うち賃貸用不動産向け）	39,290	7,727	33	5,333		2,309	7,549		254	208	3	62,706	
	70%		90%		110%		112.5%		150%		その他		合計
不動産関連向け （うち事業用不動産関連向け）	15,227		3,327		3,946				102		7		22,609
	60%				その他				合計				
不動産関連向け （うちその他不動産関連向け）													
	100%				150%				その他				合計
不動産関連向け （うちＡＤＣ向け）													
	50%		100%		150%		その他		合計				
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	6		278		145		1		430		430		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							42		42		42		
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現金	1,630								0		1,630		
取立未済手形					31				0		31		
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0		20,399						1		20,400		
共済約款貸付													

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑧ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

			令和5年度		
			格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト	0%	—	13,757	13,757
	リスク・ウェイト	2%	—	—	—
	リスク・ウェイト	4%	—	—	—
	リスク・ウェイト	10%	—	21,228	21,228
	リスク・ウェイト	20%	—	247,277	247,277
	リスク・ウェイト	35%	—	62,103	62,103
	リスク・ウェイト	50%	811	59	871
	リスク・ウェイト	75%	—	3,200	3,200
	リスク・ウェイト	100%	—	29,561	29,561
	リスク・ウェイト	150%	—	139	139
	リスク・ウェイト	250%	—	28,302	28,302
	その他の		—	—	—
	リスク・ウェイト	1250%	—	—	—
合 計			811	405,630	406,442

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイトの区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
1. 40%未満	328,741			326,722
2. 40%～70%	24,188	22	10%	23,784
3. 75%	12,307	17	10%	12,197
4. 80%				
5. 85%	244			239
6. 90%～100%	4,014			3,936
7. 105%～130%	4,242			4,201
8. 150%	480			456
9. 250%	320			320
10. 400%				
11. 1250%				
12. その他	12	2	10%	0
合計	374,552	42	10%	371,858

- (注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	
	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	—	—
中小企業等向け及び個人向け	24	16,731
抵当権付住宅ローン	—	6,713
不動産取得等事業向け	—	16
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	1,075
合 計	24	24,536

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	
	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関、 第一種金融商品取引業者向け及び保険会社向け	—	—
法人等向け（特定貸付再建向けを含む。）	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	2,587
自己居住用不動産等向け	0	22,617
賃貸用不動産向け	0	—
事業用不動産関連向け	0	4
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	42
証 券 化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合 計	1	25,251

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

連結グループにかかるCVAリスク相当額の算出に使用する手法およびCVAに関するリスク管理体制は、JAの算出に使用する手法および管理体制に準じたりスク管理を行っています。JAの算出に使用する手法および管理体制の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当連結グループは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、J Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、J Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	19,696	19,696	23,036	23,036
合計	19,696	19,696	23,036	23,036

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 連結貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容をご参照ください。

(単位：百万円)

I R R B B 1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	45	788	105	43
2	下方パラレルシフト	29	0	12	25
3	スティープ化	96	736		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	85		
6	短期金利低下	187	68		
7	最大値	187	788	105	43
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	35,066		34,830	

3. 財務諸表(連結財務諸表を含む)の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年4月30日

とうかつ中央農業協同組合

代表理事理事長

鳴村正一 

【役員等の報酬体系】

1. 役 員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	109,008	—

(注) 1. 対象役員は、経営管理委員24名、理事5名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)
2. 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(組合員から選出された委員10人及び学識経験者1人にて構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

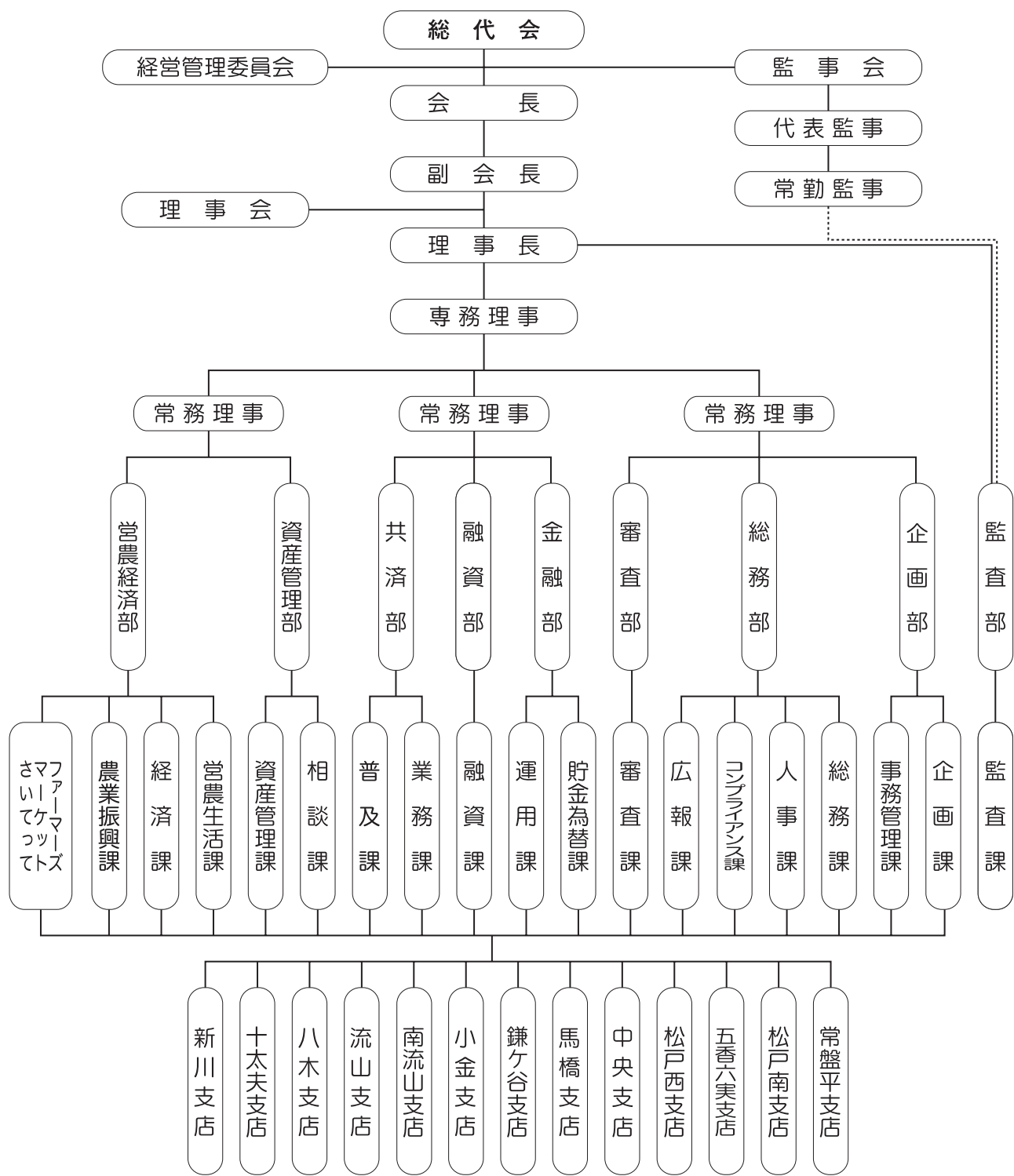
なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

【JAの概要】

1. 機構図（令和7年7月1日現在）



2. 役員構成

令和7年7月現在

区 分		氏 名	区 分		氏 名
役 職 名	常勤、非常勤の別		役 職 名	常勤、非常勤の別	
経営管理委員会会長	常 勤	田 嶋 幸 浩	経 営 管 理 委 員	非 常 勤	萩 原 克 則
経営管理委員会副会長	非 常 勤	水 代 啓 司	〃	〃	大 塚 健 司
経 営 管 理 委 員	〃	湯 浅 匡 一 朗	〃	〃	小 倉 浩
〃	〃	月 見 里 泰 之	〃	〃	鈴 木 亨
〃	〃	小 金 谷 茂 子	〃	〃	高 橋 多 賀 子
〃	〃	石 井 精 一	〃	〃	小 林 文 子
〃	〃	小 島 守 雄	〃	〃	中 山 享 子
〃	〃	山 崎 日 出 男	代 表 理 事 理 事 長	常 勤	嶋 村 正 一
〃	〃	湯 浅 房 幸	専 務 理 事	〃	秋 谷 暢 彦
〃	〃	笹 本 勇 人	常 務 理 事	〃	山 本 輝 夫
〃	〃	石 井 三 芳	〃	〃	木ノ村正浩
〃	〃	谷 口 幸 市	〃	〃	小 宮 正 充
〃	〃	山 口 和 彦	代 表 監 事	非 常 勤	山 崎 明
〃	〃	渋谷 正 明	監 事	常 勤	大 川 由 二
〃	〃	岩 崎 孝 一	〃	非 常 勤	及 川 正 一
〃	〃	齋 藤 栄 太	〃	〃	大 塚 和 明
〃	〃	濱 田 光 一	員 外 監 事	〃	吉 岡 邦 博

3. 組合員数

(単位：人、団体)

資 格 区 分		令和5年度	令和6年度	増 減
正組合員	個 人	4,561	4,479	△ 82
	法 人	—	—	—
	農 事 組 合 法 人	—	—	—
	そ の 他 の 団 体	10	11	1
准組合員	個 人	16,212	16,010	△ 202
	農 業 協 同 組 合	—	—	—
	農 事 組 合 法 人	—	—	—
	そ の 他 の 団 体	103	103	0
合 計		20,886	20,603	△ 283

4. 組合員組織の状況

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
農 家 組 合	118 組合	花き園芸生産関係組織	25 名
農事研究会関係組織	286 名	まつど農産物直売組合	44 名
鎌ヶ谷市梨業組合	131 名	流山市認定農業者連絡協議会	43 名
出荷組合・出荷協会	601 名	青色申告JAとうかつ中央部会	1,643 名
青 壮 年 部	94 名	流山市観光果樹組合	11 名
女 性 部	192 名		

当JAの組合員組織を記載しています。

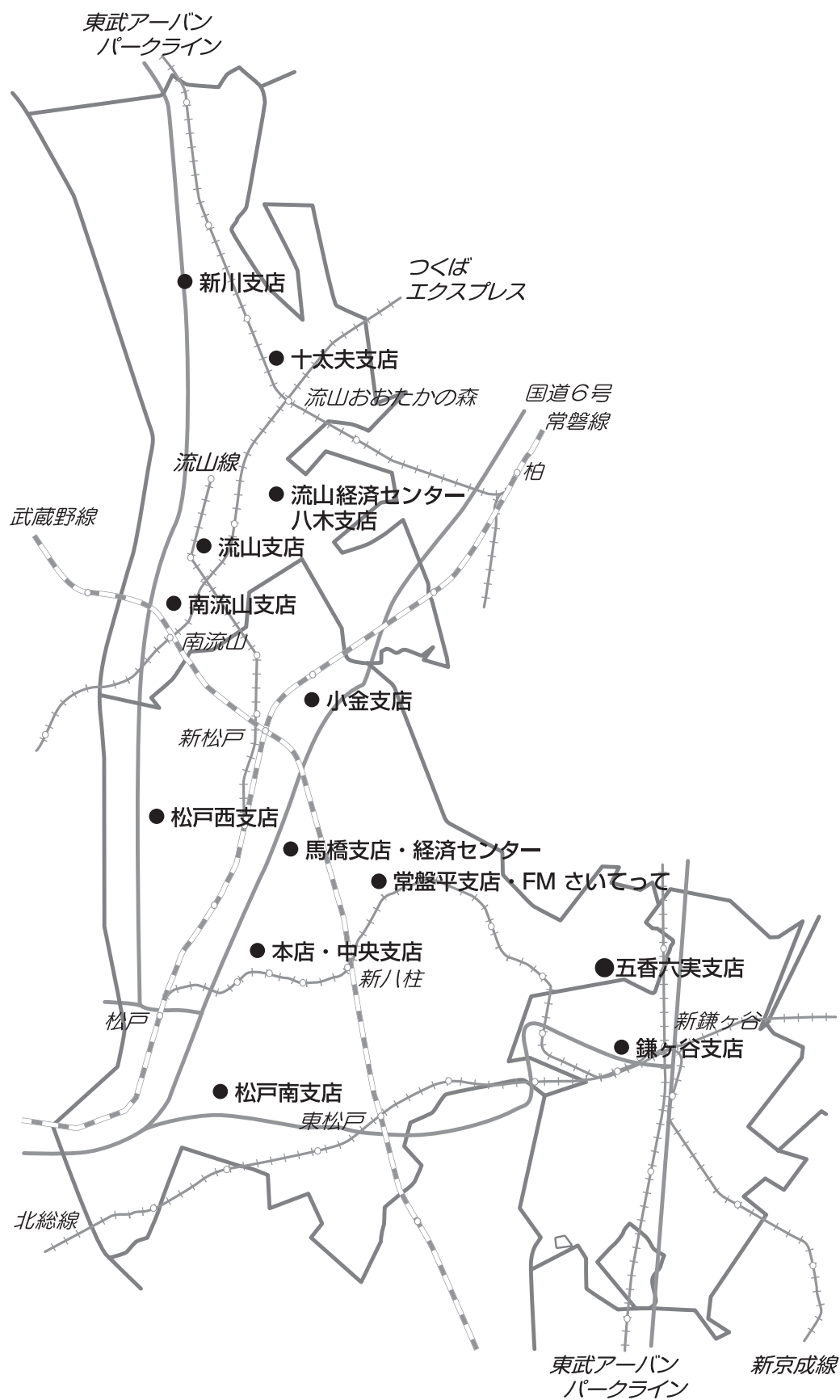
5. 特定信用事業代理業者の状況

特定信用事業代理業者はありません。

6. 地区一覧

当JAは松戸市、鎌ヶ谷市、流山市を事業区域としています。

事務所および主要施設の所在地



7. 店舗等のご案内

令和6年7月現在

店 舗 名	住 所	電話・FAX番号	ATM設置台数
本 店	〒271-0064 松戸市上本郷2243の1	☎ 047-361-2201(代表) Fax 047-366-7101	
経 済 セ ン タ ー	〒271-0051 松戸市馬橋1939の1	☎ 047-341-5151(代表) Fax 047-341-5154	
流 山 経 済 セ ン タ ー	〒270-0135 流山市野々下1丁目304	☎ 04-7150-2255(代表) Fax 04-7159-3700	
F M さ い て っ て	〒270-2251 松戸市金ヶ作96の1	☎ 047-711-7707(代表) Fax 047-711-7781	
常 盤 平 支 店	〒270-2251 松戸市金ヶ作96の1	☎ 047-387-7575(代表) Fax 047-387-7577	2 台
松 戸 南 支 店	〒270-2232 松戸市和名ヶ谷1428の1	☎ 047-391-6138(代表) Fax 047-391-6145	2 台
五 香 六 実 支 店	〒270-2204 松戸市六実1丁目16の3	☎ 047-387-5115(代表) Fax 047-387-5012	2 台
松 戸 西 支 店	〒271-0043 松戸市旭町1丁目118の1	☎ 047-341-5125(代表) Fax 047-341-2697	2 台
中 央 支 店	〒271-0064 松戸市上本郷2243の1	☎ 047-361-2207(代表) Fax 047-361-2444	2 台
馬 橋 支 店	〒271-0051 松戸市馬橋1939の1	☎ 047-343-6800(代表) Fax 047-343-6415	2 台
鎌 ヶ 谷 支 店	〒273-0121 鎌ヶ谷市初富362の2	☎ 047-443-4010(代表) Fax 047-443-4008	2 台
小 金 支 店	〒270-0013 松戸市小金きよしヶ丘1丁目7の3	☎ 047-341-4151(代表) Fax 047-349-2005	2 台
南 流 山 支 店	〒270-0163 流山市南流山4丁目3の8	☎ 04-7159-7111(代表) Fax 04-7159-0511	2 台
流 山 支 店	〒270-0157 流山市平和台3丁目5の1	☎ 04-7159-1001(代表) Fax 04-7159-8348	2 台
八 木 支 店	〒270-0135 流山市野々下1丁目307	☎ 04-7158-2211(代表) Fax 04-7159-9045	1 台
十 太 夫 支 店	〒270-0119 流山市おおたかの森北3丁目30の4	☎ 04-7152-2211(代表) Fax 04-7152-2294	1 台
新 川 支 店	〒270-0116 流山市中野久木439	☎ 04-7152-3171(代表) Fax 04-7154-6157	2 台

8. 沿革・あゆみ

昭和23年 3 月	松戸市農業会を承継し「松戸市農業協同組合」設立
昭和23年 4 月	鎌ヶ谷町農業協同組合設立
昭和23年 4 月	小金町農業協同組合設立
昭和23年 4 月	流山市内に流山、八木、新川農業協同組合設立
昭和30年 7 月	小金町農業協同組合から小金農業協同組合に名称変更
昭和48年 3 月	クミアイ施設株式会社設立
昭和49年 3 月	クミアイビル（稔台）新設
昭和58年 7 月	小金農業協同組合から「千葉小金農業協同組合」に名称変更
平成 4 年12月	クミアイ第二ビル（竹ヶ花）新設
平成 8 年 6 月	クミアイ施設貸店舗（松飛台支店を移設し、新店舗オープン）新設
平成 9 年 7 月	流山、八木、新川農業協同組合が合併し「流山市農業協同組合」設立
平成13年 4 月	鎌ヶ谷市農業協同組合と合併し、新生・松戸市農業協同組合がスタート
平成14年11月	鎌ヶ谷支店を移設し、新店舗オープン
平成19年11月	東部・矢切支店を統合し、松戸南支店オープン
平成20年 7 月	松戸市・千葉小金・流山市農業同組合が合併し、「とうかつ中央農業協同組合」設立
平成24年11月	五香・六実支店を統合し、五香六実支店オープン
令和 2 年 4 月	松飛台支店を五香六実支店に統合
令和 2 年11月	六和・古ヶ崎支店を統合し、松戸西支店オープン
令和 3 年 5 月	常盤平・稔台支店を統合し、常盤平支店として新店舗オープン
令和 5 年10月	農産物直売所「さいてって」を常盤平支店隣にオープン
令和 6 年 7 月	運河支店を新川支店に統合

<組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第204条関係>

概況及び組織に関する事項

○業務の運営の組織	111
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	112
○会計監査人の氏名又は名称	43

○事務所の名称及び所在地	113～114
○特定信用事業代理業者に関する事項	112

主要な業務の内容

○主要業務の内容	15～20
----------	-------

主要な業務に関する事項

○直近の事業年度における事業の概況	2～5
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	44
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	44
・経常利益又は経常損失	44
・当期剰余金又は当期損失金	44
・出資金及び出資口数	44
・純資産額及び総資産額	44
・貯金等残高、貸出金残高及び有価証券残高	44
・単体自己資本比率	44
・剰余金の配当の金額	44
・職員数	44
○直近の2事業年度における事業の状況	
◇主要な業務の状況を示す指標	44～45, 56
・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	44
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	44
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	45
・受取利息及び支払利息の増減	45
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	56
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	56
◇貯金に関する指標	45～46
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	45

・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	46
◇貸出金等に関する指標	46～47, 56
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	46
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	46
・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分を言う。)の貸出金残高及び債務保証見返り額	46
・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	47
・主要な農業関係の貸出実績	47
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	47
・貯貸率の期末値及び期中平均値	56
◇有価証券に関する指標	50～51, 56
・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分を言う。)の平均残高	50
・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分を言う。次号において同じ。)の残存期間別の残高	50
・有価証券の種類別の平均残高	50
・貯証率の期末値及び期中平均値	56

業務の運営に関する事項

○リスク管理の体制	9～10
○法令遵守の体制	10～12

○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	7
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	14

組合の直近の2事業年度における財産の状況

○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失計算書	25～40
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	48
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	48
・危険債権	48
・三月以上延滞債権	48
・貸出条件緩和債権	48
・正常債権	48
○元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	49

○自己資本の充実の状況	15, 57～72
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	51
・金銭の信託	51
・デリバティブ取引	51
・金融等デリバティブ取引	51
・有価証券店頭デリバティブ取引	51
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	49
○貸出金償却の額	49
○法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	43

＜連結(組合及び子会社等)に関する開示項目 農業協同組合施行規則第205条関係＞

組合及びその子会社等の概況

○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	73	・ 資本金又は出資金	73
○組合の子会社等に関する事項		・ 事業の内容	73
・ 名称	73	・ 設立年月日	73
・ 主たる営業所又は事務所の所在地	73	・ 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は、総出資者の議決権に占める割合	73

組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの

○直近の事業年度における事業の概況	73	・ 当期利益又は当期損失	74
○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	74	・ 純資産額及び総資産額	74
・ 経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	74	・ 連結自己資本比率	74
・ 経常利益又は経常損失	74		

直近の2連結会計年度における財務の状況につき連結したもの

○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	75～92	・ 貸出条件緩和債権	
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	92	・ 正常債権	
・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権		○自己資本の充実の状況	93～107
・ 危険債権		○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	93
・ 三月以上延滞債権			

＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞

単体(連結)における事業年度の開示項目

	単体	連結
○自己資本の構成に関する開示事項	57	94
○定性的開示事項		
・ 連結の範囲に関する事項	—	73
・ 自己資本調達手段の概要	15	93
・ 組合(連結グループ)の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	15	93
・ 信用リスクに関する事項	9, 61	95
・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	67	104
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	69	105
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	69	105
・ CVAリスクに関する事項	69	105
・ マーケット・リスクに関する事項	69	105
・ オペレーショナル・リスクに関する事項	10, 69	106
・ 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	70	106
・ 金利リスクに関する事項	71～72	107
○定量的開示事項		
・ 自己資本の充実度に関する事項	57	95
・ 信用リスクに関する事項	61～66	98～103
・ 信用リスク削減手法に関する事項	67～69	104～105
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	69	105
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	69	105
・ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	70～71	106
・ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	71	107
・ 金利リスクに関する事項	71～72	107